

		取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目 標 値	単 位	H30実 績値	
		4 男性の家事・子育て・介護等への参加の促進	男性が積極的に、家事・子育て・介護等にかかわれるよう学習機会や情報を提供します。	八尾市特定事業主行動計画の推進	職員課	職員の仕事と子育ての両立を支援するため、現行制度の周知やその活用の促進に向けた行動計画を推進する。	※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として平成29年度内容を記載しております。 人権政策課主催の「男女共同参画研修」において、人事課から女性活躍に関する各種制度等について、職員課から女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の進捗状況について説明するとともに、男性の育児参加の機会の増加をめざし、各種両立支援制度について「いきいき職員通信」を通じて周知し、取得促進の働きかけを行った。 また、所属長が出生を控えている全ての職員と面談の機会を持ち、育児支援ハンドブックを直接手渡して各種両立支援制度の説明や本人の状況把握を行い、職員が育児参加と職業生活を両立できるよう職場体制の調整と支援に努めた。 あわせて、行動計画の進捗状況の把握・分析を通じて課題整理を行った。	※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として平成29年度内容を記載しております。 男性の育児休業・部分休業取得者数は前年度と同数を維持しているものの、さらなる取得促進のため、よりきめ細かい制度の周知方法の検討や制度活用の働きかけに加え、休暇等取得しやすい雰囲気醸成についても引き続き取り組んでいく必要がある。	※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として平成29年度内容を記載しております。 男性の育児休業・部分休業取得者数は前年度と同数を維持しているものの、さらなる取得促進のため、よりきめ細かい制度の周知方法の検討や制度活用の働きかけに加え、休暇等取得しやすい雰囲気醸成についても引き続き取り組んでいく。	市の男性職員の出産補助休暇取得率(出産補助休暇を取得した男性の数／子どもが生まれた男性職員)	100	%	87.1
			男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促すための、ワーク・ライフ・バランスに関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促すための講座を実施した。「パパの子育て応援講座 パパと一緒にベビーキッズピクス」(4回参加者150人)	男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し。参加を促す必要がある。	引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促すための情報発信や講座の充実を図る。	すみれの講座参加者数	890	人	913	
			家族介護教室	高齢介護課	要介護高齢者と同居する家族に対して在宅介護に必要な知識の伝達と技術の支援を行うために家族介護教室を実施し、高齢者の在宅生活の継続を可能にし、生活の向上を図る。	地域包括支援センター(地域型15カ所、ランチ1カ所)における家族介護教室(開催回数 111 回 参加者1424人)	在宅介護を支える事業として、引き続き地域に広く啓発していく必要がある。	家族介護教室を市政だよりに掲載し、チラシを市窓口配架する等して啓発を行う。	地域包括支援センター(地域型10カ所、ランチ1カ所)における家族介護教室の開催回数	73	回	111	
			ママパパ教室(両親教室)	健康推進課	両親教室を開催し父親に積極的に参加を促し、妊娠・出産・育児の知識の普及や地域での仲間作りを促進する。	・ママパパ教室(両親教室)を年12クール、1クール3日間実施。 ・初産婦に対して、個別助産を実施。	個別助産を継続し、参加者の増加を図ることが必要。	助産方法を検討し、参加者の増加を図る。	父親の受講率	42	%	43.0	
			八尾っ子元気・やる気アップ提案事業(子どもいきいき実践部門)	こども政策課	家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや、次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。	・父親の子育てへの参画を促進する取り組み2件に対し、助成金を交付し、父親と子どもの関係を深める取り組みや、子育てに積極的に参加する父親のネットワークづくりに寄与する取り組み等を実施した。 ・次代の親を育成する取り組み1件に対し、助成金を交付し、若い世代が出産や子育て等のライフデザインについて考える取り組みを実施した。	市が喫緊に対応を求められている課題等を踏まえ、随時助成内容の見直しを行う必要がある。応募件数を増やすために、今後はより広く募集の周知を行う必要がある。	家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。	取り組み助成件数	8	件	3	
			子育ておうえん講座	子育て支援課	子育てを支援するための子育ておうえん講座を開催し、父親にも参加しやすい内容にすることで、父親の育児参加の機会を増やす。	H30.12.9(日)親子17組 「親子で楽しみ、絆もアップ! 3B体操」 H31.3.2(土)14名参加 「ママも赤ちゃんもぐっすり～赤ちゃんの眠りについて考えてみませんか～」 両日土日開催を実施した。	親子一緒に体を動かす遊びの講習は参加が例年多く、保護者向け対象にしたものは少ない。子育て中のお父さんお母さんの悩みの解決または不安の解消になるような講習を検討する。	子育て中のお父さんお母さんの悩みの解決または不安の解消になるような講座を中心に、多くの方に参加していただける講座を開催し参加促進を図る。	子育ておうえん講座の開催回数	1	回	2	
施策2. 仕事と子育て・介護等の両立のための支援													
		5 子育てへの支援の充実	「八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)」を推進し、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図ります。	こどもいきいき未来計画推進事業	こども政策課	次世代育成支援対策推進法に基づき策定した、八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)のもと、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援を含めた各種子ども・子育て支援にかかる取り組みを推進する。	八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)において具体的施策の一つとして掲げられている「ワーク・ライフ・バランスの推進」を含めた各種子ども・子育て支援施策の推進に際して、さまざまな立場からの意見を聴取するために、子ども・子育て会議を開催した。また、平成32年度を始期とする次期計画を策定するため、ニーズ調査を実施した。	多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図るため、関係各課及び施設等との調整を図る必要がある。	八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)のもと、引き続き、子ども・子育て会議における協議及び計画進捗管理を着実に履行する。また、次期計画策定に当たり平成30年度に実施したニーズ調査の結果や人口推計等を活用し、適正な教育・保育給付(施設整備等)の計画値を設定する。	子ども・子育て会議開催回数	2	回	4
			延長保育事業(公立保育所)	こども施設課	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施する。	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施。	引き続き延長保育を実施し、保護者の保育ニーズに応えていくことが必要。	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施する。	延長保育利用者数(公立保育所7箇所)	340	人	379	
			延長保育事業	こども施設課	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による、長時間保育の需要増加に対応するため、施設型給付費だけでなく、延長保育事業を実施し、条件を満たす施設においては補助金を交付している。	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による、長時間保育の需要増加に対応するため、施設型給付費だけでなく、延長保育事業を実施し、条件を満たす施設においては補助金を交付した。	引き続き、保護者のニーズに対応するため実施していく。新設の施設についても同様に実施をする。	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による、長時間保育の需要増加に対応するため、施設型給付費だけでなく、延長保育事業を実施し、条件を満たす施設においては補助金を交付する。	実施施設数	49	ヶ所	40	
			一時預かり事業	こども施設課	保護者が疾病や事故にあった場合や、育児等での身体的・精神的な負担を軽減し、リフレッシュする場合のための一時預かり事業を実施している施設に対し、補助金を交付している。また、補助金を申請せず自主事業として実施している施設については、ピラの配架による周知をしている。	保護者が疾病や事故にあった場合や、育児等での身体的・精神的な負担を軽減し、リフレッシュする場合のための一時預かり事業を実施している施設に対し、補助金を交付した。また、補助金を申請せず自主事業として実施している施設については、ピラの配架による周知を行った。	引き続き、補助金事業として実施する施設については補助金を行う。自主事業として実施している施設についても、補助金事業として実施する施設と併せてピラの配架による周知を続け、保護者への周知を行っていく。	保護者が疾病や事故にあった場合や、育児等での身体的・精神的な負担を軽減し、リフレッシュする場合のための一時預かり事業を実施している施設に対し、補助金を交付した。また、補助金を申請せず自主事業として実施している施設については、ピラの配架による周知を行う。	実施施設数(自主事業含)	49	ヶ所	34	

			取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標 値	単位	H30実 績値	
				病児・病後児保育事業	子育て支援課	病児対応型：子どもが病気にかかり、保護者の仕事などにより、病気にかかった子どもを家庭で保育ができない場合、一時的に保育する事業 体調不良児対応型：事業実施保育所に通所しており、保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、その園の医務室等で保育する事業	病児対応型は、八尾徳洲会総合病院、マリア保育園の2施設で実施した。 体調不良児対応型においては、市内19か所の認定こども園、私立保育園において実施した。	必須配置の看護師等の人材不足により左右される事業であり、安定した雇用、人材確保が必要。	病児対応型は、八尾徳洲会総合病院、マリア保育園の2施設で実施する。 体調不良児対応型は、市内20か所の認定こども園、私立保育園において実施する。	病児対応型の延利用日数	900	日	942	
				ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	子育てを助け合う会員組織を作り、養育者が仕事と育児を両立できるようにすることで、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図ることを目的に、依頼会員、援助会員、両方会員の募集、登録、研修・会員間の調整及びコーディネート・会員間の交流事業を実施する。	八尾市社会福祉協議会へ事業委託し、会員の募集・登録及び研修、会員間の交流・コーディネート等を行うことにより、子育て支援家庭への支援と児童福祉の向上を図った。 会員数 1,084人 年間援助活動数 3,212件	全体的な援助会員数の不足と、援助会員の高年齢化や、ライフスタイルの変化により、依頼者のニーズに対応できない状況もあるため、更なる援助会員の獲得が必要。	八尾市社会福祉協議会へ事業委託し、会員の募集・登録及び研修、会員間の交流・コーディネート等を行うことにより、子育て支援家庭への支援と児童福祉の向上を図る。	ファミリーサポートセンター事業の登録会員数	1340	人	1084	
				放課後児童室事業	青少年課	子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	待機児童解消及び基準適合化のため、放課後児童室を整備、また任期付短時間職員の新規採用等により、児童室の適正運営を行ってきた。結果30年度は待機児童なし。	増加する入室児童に対応するため、人材の確保が必須である。また研修等により保育の質の向上も併せて必要である。	待機児童解消及び基準適合化のため、必要に応じて放課後児童室を整備していく。	放課後児童室入室待機児童数	0	人	0	
		6 認定こども園・保育所(園)の整備の推進	待機児童解消のために認定こども園等の創設や増築を行います。また、老朽化に伴う改築や大規模修繕等による保育環境の改善、保育所や幼稚園が認定こども園へ移行するための整備促進を図ります。	認定こども園等の整備	こども施設課	待機児童解消のため、分園の新設、既存施設の増築等の整備計画の検討を行うとともに、保育環境の改善のための改築や老朽化に伴う大規模修繕等を行う。また、すべての就学前児童の施設の充実のため、法人立施設の認定こども園化に伴う整備等の促進を図る。	おひさまこども園 創設 じゅじゅの森こども園 創設 やおぎ保育園 増築	地域の需要を正確に把握し、適正な整備計画を立て待機児童解消に取り組む必要がある。	久宝まぶねこども園 増築予定 久宝寺保育園分園 創設予定 八尾たんぼ保育園分園 創設予定	待機児童数	0	人	18	
		7 介護への支援の充実	仕事と介護の両立ができるよう、介護保険に関する情報提供や相談窓口の充実を図ります。	介護保険のパンフレット等の作成	高齢介護課	介護保険の情報を提供するため、パンフレット等を作成し、市内の公共施設等に配布する。	介護保険のできる限り新しい情報を提供するために、パンフレット等を作成し、市内の公共施設に配布した。	利用者の選択機会を保障し、介護保険制度の適切な利用を引き続き推進していく必要がある。	介護保険のできる限り新しい情報を提供するために、パンフレット等を作成し、市内の公共施設に配布する。	パンフレット配布部数	5000	部	7500	
	施策3. 就職・再就職・起業等への支援													
		8 就職に対する支援	関係機関と連携し、就職に関する情報と学習機会を提供します。	就職・再就職・起業に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、個性や能力を最大限に発揮し、希望する形での活躍が実現できるよう、就職や再就職、起業等に関する情報発信と、必要な基礎知識や心構えなどを学ぶ講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 ・「八尾の輝く女性活躍推進プロジェクト2018」(参加者148人) ・「想いが伝わるツールを作ろう！」(5回 参加者延べ47人) ・「起業・開業したい女性のための準備講座」(2回 参加者22人)	男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。労働支援課、産業政策課が実施する事業との連携や連続性を念頭に、適時適切な講座の実施が必要である。	すみれの講座参加者数	890	人	913		
			就労支援	労働支援課	地域就労支援事業において、働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・家庭状況・出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、訓練情報の提供ほか就労に向けた支援を実施する。	平成30年度より相談拠点を市内3カ所から5カ所に拡充し、就労困難者等に対しより身近に相談できる環境を整え、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催した。 平成30年度 相談件数 2,206件	就労困難者等が抱える課題は様々であるため、個々の相談者に応じた丁寧な支援を継続していく。	・地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施する。 ・パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催する。	地域就労支援事業相談件数	1100	件	2,206		
	9 再就職に対する支援	関係機関と連携し、再就職に関する情報と学習機会を提供します。	(再掲)就職・再就職・起業に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、個性や能力を最大限に発揮し、希望する形での活躍が実現できるよう、就職や再就職、起業等に関する情報発信と、必要な基礎知識や心構えなどを学ぶ講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 ・「八尾の輝く女性活躍推進プロジェクト2018」(参加者148人) ・「想いが伝わるツールを作ろう！」(5回 参加者延べ47人) ・「起業・開業したい女性のための準備講座」(2回 参加者22人)	男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。労働支援課、産業政策課が実施する事業との連携や連続性を念頭に、適時適切な講座の実施が必要である。	すみれの講座参加者数	890	人	913			
			再就職支援	労働支援課	地域就労支援事業において、働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・家庭状況・出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、訓練情報の提供ほか就労に向けた支援を実施する。	平成30年度より相談拠点を市内3カ所から5カ所に拡充し、就労困難者等に対しより身近に相談できる環境を整え、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催した。 平成30年度 相談件数 2,206件	就労困難者等が抱える課題は様々であるため、個々の相談者に応じた丁寧な支援を継続していく。	・地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施する。 ・パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催する。	地域就労支援事業相談件数	1100	件	2,206		
	10 起業等に対する支援	融資制度など起業等に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携して経営に関する知識などを身につける学習機会を提供します。	(再掲)就職・再就職・起業に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、個性や能力を最大限に発揮し、希望する形での活躍が実現できるよう、就職や再就職、起業等に関する情報発信と、必要な基礎知識や心構えなどを学ぶ講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 ・「八尾の輝く女性活躍推進プロジェクト2018」(参加者148人) ・「想いが伝わるツールを作ろう！」(5回 参加者延べ47人) ・「起業・開業したい女性のための準備講座」(2回 参加者22人)	男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。労働支援課、産業政策課が実施する事業との連携や連続性を念頭に、適時適切な講座の実施が必要である。	すみれの講座参加者数	890	人	913			

		取り組み内容		該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標 値	単位	H30実 績値
				八尾市創業支援事業計画に基づく創業支援事業	産業政策課	創業支援機関(八尾市、八尾商工会議所、日本政策金融公庫東大阪支店、大阪シティ信用金庫、㈱近畿大阪銀行)と連携し、総合的な支援を行うことで、市内創業者の創出をめざす。	創業支援者ネットワーク会議を年2回開催し、各支援機関が八尾商工会議所会館内で、創業スクール、地域クラウド交流会、起業応援セミナー、相談窓口の開催、あきんど起業塾を実施した。 上記の内、八尾市(中小企業サポートセンター)個別相談窓口相談者は29名であり、うち女性の相談者は12名であった。 連携機関個別相談窓口利用者は193名であり、うち女性の利用者は49名であった。 八尾市主催事業である「あきんど起業塾受講生は6名であり、うち女性の受講生は5名であった。 近畿大阪銀行主催事業である「創業スクール」受講生は15名であり、うち女性の受講生は7名であった。 大阪シティ信用金庫・日本政策金融公庫主催事業である「起業応援セミナー」参加者は25名であり、うち女性の参加者は7名であった。 商工会議所主催のセミナー参加者は176名であり、うち女性の参加者は48名であった。 インキュベート事業支援対象は5名であり、うち女性が2名であった。	開業希望者(受講生)の掘り起しが課題となっている。	創業支援者ネットワーク会議を年2回開催予定。 各支援機関が八尾商工会議所会館内で、起業応援セミナー、相談窓口、あきんど起業塾を実施する。また、開業希望者の掘り起こしのためにみせるばやお内で月1回やお創業ゆるっとカフェを開催する。	創業支援事業の参加者における女性の割合	35	%	29
基本課題(2)あらゆる分野への女性の参画推進													
施策4. 政策・方針決定過程への女性の参画推進													
		11 市の審議会などの委員への女性の登用の推進	政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審議会等への女性の登用を推進します。また、女性委員の参画がない審議会等の解消に努めます。	審議会等への女性委員の登用に関する事前協議	女性活躍推進室	審議会等の新設又は委員の改選、補充に際し、審議会等所管課に対して、委員の人選に入る前に、女性委員の登用を促進する事前協議を実施する。	「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」に基づき、各審議会の委員の改選、補充の際に事前協議を実施し、審議会を所管する所属に対し、女性委員の登用促進を促した。	審議会委員への女性登用促進について、事前協議が事後的に行われるケース等が散見されるため、改めて事務手続きの流れを周知するとともに、具体的で実効性の高い取り組みが必要である。	引き続き、市の審議会委員や管理監督職、企業における意思決定の場への女性登用を推進するため、男女共同参画に関する研修や情報提供を行う。	市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	40	%	34.4
		12 市の管理監督職等への女性の登用の推進	市職員の管理監督職・教職員の管理職への女性の登用を推進します。	市役所の女性管理監督職(監督職級以上)の割合	人事課	市職員の職務内容の見直しや職務能力向上を図り、市役所の女性管理監督職(監督職級以上)の割合について、平成32年度までに40%以上へ引き上げることをめざす。	働き方を見直すひとつとして、時差出勤制度の全庁の実施、ロー残業マンス、年次有給休暇取得推進月間等に取り組んだ。また、育児休業中職員等サポート制度(育児休業復職支援シートの活用、メンター制度)を設け、休業中の職員を対象とした交流会を開催した。 ◆市役所の女性管理監督職(監督職級以上)の割合(平成30年4月1日現在) ・職員数 総数2,377人 男性 1,408人、女性 969人(40.8%) ・管理監督職(主査以上) 総数1,523人 男性 967人、女性 556人(36.5%)	育児休業中の職員の復職に向けたサポートとしてメンター制度を設け、平成30年度は22名がメンターとして登録している。ただし、相談件数はごくわずかで、周知方法や活用方法について、今後見直しが必要である。	性別に関係なく、職員のワークライフバランスの維持向上を図る取り組み(時差出勤制度、ロー残業マンス、年次有給休暇取得推進月間等)を継続していく必要がある。また、育児休業中職員等サポート制度(育児休業復職支援シートの活用、メンター制度)の周知に努め、活用してもらえるよう情報提供する。	市役所の女性管理監督職(監督職級以上)の割合	40	%	36.5
				教職員の女性管理職の割合	総務人事課	教職員の職務内容の見直しや職務能力向上を図り、教職員の女性管理職の割合について、平成32年度までに30%以上へ引き上げることをめざす。	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の女性管理職の割合 校長 4/44人 教頭 12/45人 園長 10/16人 合計 26/105人(24.8%)	女性の管理職登用並びに女性のミドルリーダーの育成に努めるとともに、人材発掘の必要がある。	女性の管理職登用並びに女性のミドルリーダーの育成に努めるとともに、人材発掘を行う。	教職員の女性管理職の割合	30	%	24.8
		13 女性の参画を推進するための研修や学習機会の提供	女性の参画を推進するため、職員・教職員に対する研修や学習機会を提供します。	職員の人材育成	人事課	女性の参画を推進するための研修を実施する。	採用2年目職員を対象とした「キャリアデザイン研修」の実施、政策推進課と共催による男女協働参画研修の実施(1回)、また、外部研修機関であるマッセOSAKA(1回)や自治大学校「第1部・第2部特別課程(1回)」への職員派遣などを行った。	より多くの職員が、あらゆる場面で「女性の参画」を推進する役割を担えるよう、「女性の参画」についての理解を深める研修等を継続して行う必要がある。	平成30年度に引き続き、人事課主催または他課との共催による研修を実施するとともに、マッセOSAKAのほか、全国市町村国際文化研修所等外部研修機関主催の各種研修への職員派遣を行う。	キャリアデザイン研修の実施、外部研修機関(マッセOSAKAや全国市町村国際文化研修所、自治大学校等)への関連研修派遣	4	回	4
				(再掲)男女共同参画研修	女性活躍推進室	男女共同参画を進めるためには、職員一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って業務にあたることが重要であり、職員の男女共同参画意識を高めることを目的に、研修を実施する。	男女共同参画研修を実施した。 「誰もが輝き、より能力を発揮する職場づくり」(参加者75名)	限られた人材とコストで必要な行政サービスを提供するために、職員一人ひとりが能力を発揮し活躍することが不可欠であるため、男女共同参画の視点を念頭に、よりよい職場環境を自ら作りあげていく意識の向上を図る必要がある。	男女共同参画研修を実施する。	研修受講者数	100	人	75
				教職員の人材育成	総務人事課	女性の参画を推進するための研修を実施する。	マッセ大阪への関連研修派遣 1回	今後も女性の参画を推進するための研修への派遣を積極的に進める。	女性の参画を推進するための研修への派遣を積極的に進める。	外部研修機関(マッセOSAKA等)への関連研修派遣等	1	回	1
		14 企業における意思決定の場への女性の参画促進	企業等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。	八尾市企業人権協議会等を通じた周知・啓発	女性活躍推進室	八尾市企業人権協議会等と連携・協力し、講演会の案内等、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、企業に向けた周知・啓発を行う。	企業における女性活躍の推進に係る啓発紙(yaodoki)を作成し、八尾市商工会議所を通じて八尾市内の企業等に配布した。	周知・啓発内容を検討するにあたり、国・府・市の取り組みとの連動性も視野に入れて、内容を検討する。	八尾市企業人権協議会等と連携・協力し、男女共同参画センター「すみれ」で実施する市の取り組みを中心に周知啓発を行う。	八尾市企業人権協議会会員事業所への広報物配布回数	2	回	4
				(再掲)事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、女性の登用や参画の場の提供についての理解促進のための普及啓発に取り組む。	・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、バウハラなど多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っている。	・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134

			取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30実績値	
			15 地域における意思決定の場への女性の参画促進	地域で活動する団体等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。	自治振興委員会等を通じた周知・啓発	女性活躍推進室	自治振興委員会等と連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、周知・啓発を行う。	広報物の配布は行わなかったが、避難所ワークショップの取り組みなどをとおして、女性の活躍推進につながる周知・啓発を行った。	引き続き、自治振興委員会等と連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、周知・啓発を行う必要がある。	やおキラ交流会での取り組みを含め、女性の活躍推進につながるような広報物を配布することで、周知・啓発を行う。	自治振興委員会への広報物配布回数	1	回	0
					女性の参画促進の啓発	コミュニティ政策推進課	地域で活動する団体等の会議等において、女性の参画促進の啓発を行う。	・校区まちづくり協議会連絡会において、積極的な女性役員登用を促す声かけを行った。 ・地区自治振興委員長・地区赤十字奉仕団連合分団長へ、各委員長(分団長)の交代の報告書の提出を依頼する際、積極的な女性委員登用を促している。	・女性が占める割合をさらに高めるため、今後も啓発等を通じて女性の参加を促していく必要がある。	(事業の続行)今後も引き続き、積極的な女性委員登用を促していく。	会議等における啓発回数	2	回	2
施策5. 企業や地域団体等における女性の活躍促進														
			16 企業等への女性の活躍促進	働く一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるように、企業等に対して働きかけます。	男女共同参画出前講座	女性活躍推進室	企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。	男女共同参画センター「すみれ」において、出前講座を5回実施した。 ワーク・ライフ・バランス(認定こども園、PTA)(参加者合計 32人) 女性と防災・減災(幼稚園、社会福祉法人)(参加者合計 30人) コミュニケーション力アップ(PTA)(参加者 32人)	男女共同参画センター「すみれ」の出前講座を通じて、女性の活躍推進について企業や地域団体等にはたらきかけを行う必要がある。	引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する出前講座の充実を図る。	男女共同参画出前講座開催回数	5	回	5
					(再掲)八尾市企業人権協議会等を通じた周知・啓発	女性活躍推進室	八尾市企業人権協議会などと連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、企業に向けた周知・啓発を行う。	企業における女性活躍の推進に係る啓発紙(yaodoki)を作成し、八尾市商工会議所を通じて八尾市内の企業等に配布した。	周知・啓発内容を検討するにあたり、国・府・市の取り組みとの連動性も視野に入れて、内容を検討する。	八尾市企業人権協議会等と連携・協力し、男女共同参画センター「すみれ」で実施する市の取り組みを中心に周知啓発を行う。	八尾市企業人権協議会会員への広報物配布回数	2	回	4
					職業紹介事業の実施	労働支援課	女性の働きやすい求人を開拓するとともに、女性に対する職業紹介を実施する。	・八尾市求人情報検索サイトを活用した女性活躍推進員による就労実現へ向けた支援を行った。 ・ハローワーク布施との連携による市内コミュニティセンターでの1Dayマザーズコーナーを実施した。	さまざまなライフステージにある女性の就職、再就職に向け、女性活躍推進員による女性が働きやすい求人の開拓をさらに進めるとともに求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を活用して、女性に対する丁寧な職業紹介を実施していく。	・八尾市求人情報検索サイトを活用した女性活躍推進員による就労実現へ向けた支援を行う。 ・ハローワーク布施との連携による市内コミュニティセンターでの1Dayマザーズコーナーを実施する。	女性に対して職業紹介したうちの就職件数(無料職業紹介所及び地域職業相談室の合計)	1200	件	875
			17 地域で活躍する団体等への女性の活躍促進	地域の一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍できるように、地域で活動する団体等に対して働きかけます。	(再掲)男女共同参画出前講座	女性活躍推進室	企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。	男女共同参画センター「すみれ」において、出前講座を5回実施した。 ワーク・ライフ・バランス(認定こども園、PTA)(参加者合計 32人) 女性と防災・減災(幼稚園、社会福祉法人)(参加者合計 30人) コミュニケーション力アップ(PTA)(参加者 32人)	男女共同参画センター「すみれ」の出前講座を通じて、女性の活躍推進について企業や地域団体等にはたらきかけを行う必要がある。	引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する出前講座の充実を図る。	男女共同参画出前講座開催回数	5	回	5
					女性の活躍促進の啓発	コミュニティ政策推進課	地域で活動する団体等の会議等において、女性の活躍促進の啓発を行う。	・校区まちづくり協議会連絡会等において、役員改選の際には積極的な女性役員登用を促す声かけを行った。 ・地区自治振興委員長・地区赤十字奉仕団連合分団長へ、各委員長(分団長)の交代の報告書の提出を依頼する際、積極的な女性委員登用を促している。	・女性が占める割合をさらに高めるため、今後も啓発等を通じて女性の参加を促していく必要がある。	(事業の続行)今後も引き続き、積極的な女性委員登用を促していく。	会議等における啓発回数	2	回	2
					女性活躍の推進に係る情報発信(ホームページ・やおキラの発行等)	女性活躍推進室	女性活躍の推進に関する情報について、効果的なツールを活用し、広報する。	校区まちづくり協議会にかかわる女性の交流会「やおキラ交流会」を開催した(2回)。	校区まちづくり協議会だけでなく、学生や市民団体で活躍する女性等を含めた交流の広がりの仕組みを検討する。	防災をテーマに、校区まちづくり協議会だけでなく、学生や市民団体で活躍する女性等を含めた交流会を開催する。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37.0
施策6. 女性の人材育成														
			18 女性リーダーの育成と登用のしくみづくり	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性リーダーの育成・支援に取り組めます。また、女性リーダーの登用のしくみづくりについて検討します。	女性の人材育成に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、女性のエンパワメントに向けた支援やネットワークづくり、あらゆる場で活躍できる人材の育成など、女性の育成・支援を図る講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 ・「八尾の輝く女性活躍推進プロジェクト2018」(参加者延べ148人) ・「想いが伝わるツールを作ろう!」(5回 参加者延べ47人) ・「自分も相手も大切にできるコミュニケーション講座(2回 参加者延べ29人)	男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。	男女共同参画センター「すみれ」において、引き続き女性のエンパワメントに向けた支援やネットワークづくり、あらゆる場で活躍できる人材の育成など、女性の育成・支援を図る講座を開催する。	すみれの講座参加者数	890	人	913
			19 様々な分野で活躍する女性の交流	地域のリーダーとして活躍する女性やボランティア団体、NPO団体など、様々な分野で活躍する女性の交流の機会を提供します。	様々な分野で活躍する女性の交流会	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、講座受講者が交流会を通じて交流を図ることで、企業、地域等様々な分野で活動する女性たちのリーダーシップの発揮とネットワークづくりを支援する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 ・「八尾の輝く女性活躍推進プロジェクト2018」(参加者延べ148人)	継続、発展的な交流となるような仕組みが必要である。	男女共同参画センター「すみれ」において講座及び交流会を実施する。 また、地域で活動する女性を中心とした交流会の開催により、地域でリーダーとして活躍できる女性のネットワークづくりを図る。	すみれの講座参加者数	890	人	913

		取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目 標 値	単 位	H30実 績値
基本課題(3)女性の職業生活における活躍支援												
施策7.「女性活躍推進法」に基づく取り組みの実施												
	20「市町村推進計画」の推進	「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」に掲げた取り組みを推進します。	八尾市はつらつプランの進捗管理	女性活躍推進室	「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の各課の取り組みについて、その進捗状況を把握する。また、その結果を「八尾市男女共同参画審議会」に報告し、計画の目標の実現に努める。	「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の取り組みについて、関係各課に照会を行い、その進捗状況を把握した。	調査により把握した課題を、「八尾市はつらつプラン」に掲げる取り組みに反映させ、本誌の男女共同参画施策を推進するため、今後も各課による連携が必要である。	引き続き「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の取り組みについて、関係各課に照会を行い、その進捗状況を把握する。	進捗状況に関する調査の実施回数	1	回	1
			八尾市女性活躍の推進に係る庁内検討会議	女性活躍推進室	男女共同参画推進本部(八尾市女性活躍推進のための庁内検討会議を統合)において、女性活躍の推進にかかる検討を行う。	平成30年度組織機構改革により、男女共同参画推進本部へ統合した。	令和2年度に実施する「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画」の見直しに向けて、検討課題の整理及び市民意識調査の実施に向けて内容を精査する必要がある。	令和2年度に実施する「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画」の中間見直しに向けて、市民意識調査を実施し、現状の把握に努める。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37.0
	21「特定事業主行動計画」の推進	「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた取り組みを推進します。	八尾市特定事業主行動計画の推進	人事課	仕事と育児・介護等を両立しながらキャリアアップを図れるよう職員の働き方について調査・研究し、両立支援制度の整備・周知を徹底すると共に、超過勤務時間削減の取り組みを行う事により両立しやすい職場環境作りに努める。	女性活躍推進のために、職員の新たな働き方に関して、調査・研究を進め、時差出勤制度を全庁的に実施している。 平成30年4月1日からは、育児時間の子の対象年齢を、1歳未満から、1歳6か月未満に延長した。 また、男性の育児参加の機会の増加を目指し、育児休業や出産補助休暇、部分休業等の各種両立支援制度について周知し、取得促進を働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの向上を図る取組みの一環として、ノー残業デー、ロー残業マンス(8月)、年次有給休暇取得推進月間(10月)を実施する等、超過勤務時間の削減に取り組んだ。 ◆市役所の女性管理監督職(監督職級以上)の割合(平成30年4月1日現在) ・職員数 総数2,377人 男性 1,408人、女性 969人(40.8%) ・管理監督職(主査以上) 総数1,523人 男性 967人、女性 556人(36.5%)	時差出勤制度については、制度の趣旨を理解し活用してもらえよう、所属長と職員の双方に周知を図る必要がある。	職員定数条例の改正により、育児休業職員の代替人員の任用が可能となり、育児休業代替任期付職員(事務職)を任用する予定である。この仕組みを活用し、休業する職員にとっても安心して休業を取得できる環境ができ、その職場にとっても、より安定的に業務遂行できる体制を整えていく。 時差出勤制度については、制度施行スタート時より勤務時間帯区分を増設して、制度の活用がさらに図られるよう工夫している。 また、働き方改革のひとつの方法として、執務室以外でのいわゆるテレワークについて検討し、モニター実施することを目指す。 各種の取り組みを継続実施し、仕事と家庭のさらなる両立支援の仕組みづくりを進めていくとともに、職員のワークライフバランスの維持向上を図る。	八尾市職員の管理監督職全体に占める女性の割合	40	%	36.5
				職員課		※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として平成29年度内容を記載しております。 人権政策課主催の「男女共同参画研修」において、人事課から女性活躍に関する各種制度等について、職員課から女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の進捗状況について説明するとともに、男性の育児参加の機会の増加をめざし、各種両立支援制度について「いきいき職員通信」を通じて周知し、取得促進の働きかけを行った。 また、所属長が出生を控えている全ての職員と面談の機会を持ち、育児支援ハンドブックを直接手渡して各種両立支援制度の説明や本人の状況把握を行い、職員が育児参加と職業生活を両立できるよう職場体制の調整と支援に努めた。 あわせて、行動計画の進捗状況の把握・分析を通じて課題整理を行った。	※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として平成29年度内容を記載しております。 男性の育児休業・部分休業取得者数は前年度と同数を維持しているものの、さらなる取得促進のため、よりきめ細かい制度の周知方法の検討や制度活用の働きかけに加え、休暇等取得しやすい雰囲気醸成についても引き続き取り組んでいく必要がある。	※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として平成29年度内容を記載しております。 男性の育児休業・部分休業取得者数は前年度と同数を維持しているものの、さらなる取得促進のため、よりきめ細かい制度の周知方法の検討や制度活用の働きかけに加え、休暇等取得しやすい雰囲気醸成についても引き続き取り組んでいく必要がある。				
			庁内における育児休業中職員復職サポート制度	女性活躍推進室	八尾市女性活躍推進のための庁内検討会議(ワーキング会議)において、庁内における育児休業中職員復職サポート制度を実施する。 (関係課…人事課、職員課)	・育児休業中職員復職サポート制度(すまいるシート、メンター制度)を実施した。	すまいるシートについては、活用状況が把握できていない。 メンター制度については、産休取得者当による交流会などにおいても周知をしたが、利用が低調であることから、検証及び必要に応じて見直しが必要である。	育休復帰者にアンケート調査を実施するなどして、活用状況を把握、検証するとともに必要に応じて見直しを行う。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37.0
			育児休業中職員の交流会	女性活躍推進室	女性職員の活躍を支える仕組みの検討の一つとして、育休中職員が、産育休を取得している職員同士が交流する場をもつことで、育休からの復帰をする際の不安感を払拭し、円滑な復帰を果たすことにより、職場との良好な関係を築くことを目的とし、実施する。 (関係課…人事課、職員課)	産育休取得者等による交流会を開催した。(2回)	試行実施期間を含め3年を経過し、効果の検証が必要である。	育休中職員だけでなく、産前産後休暇をしている職員にも呼びかけ交流会を実施することで、実効性を高める。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37.0
施策8. 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保												
	22「男女雇用機会均等法」などの関係法令の周知	性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる雇用環境づくりを促進するため、事業主や労働者等に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」など関係法令の周知に努めます。	(再掲)事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所及び労働者向けの研修などを通じて、労働関係法令の普及啓発に取り組む。	・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、パワハラなど多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。	・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134
	23 総合評価入札制度の検討	事業所の男女共同参画への取り組みを促す手法として、総合評価入札制度の検討を進めます。	総合評価入札制度の検討	契約検査課	公共施設の清掃業務などの管理業務において、総合評価入札制度の導入に向け検討を行う。	令和2年5月に実施する公共施設清掃業務の総合評価一般競争入札において、男女共同参画への取り組みについての評価項目を再検討した。	より実効性のある評価項目を検討することが課題	令和2年5月に実施する公共施設清掃業務の総合評価一般競争入札において、男女共同参画への取り組みについての評価項目を再検討し庁内案を作成する。	総合評価入札制度の実施	1	回	0

		取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30実績値	
基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会づくり													
基本課題(4) 生涯を通じた健康への支援													
施策9. 生涯を通じた健康の保持・増進													
	24	心と体の健康に関する自己決定意識の浸透を図るための学習機会の提供	女性が生涯を通じて生命の安全や健康を自己管理する意識を培い、妊娠・出産などについて自己決定意識をもつよう、性教育の充実と講座の開催など、学習機会を提供します。	心と体の健康に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、女性特有の病気やストレスケア、健康体操など、生涯を通じた健康づくりを支援する講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 ・「ママのためのリフレッシュ講座～ながら体操で骨盤&姿勢を美しく～」(4回 参加者延べ50人) (出前講座1回 参加者14人) ・「カラダほぐしストレッチ体操」(1回 参加者11人) (出前講座1回参加者13人)	男女共同参画センター「すみれ」の講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。	引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、心と体の健康に関する講座の充実を図る。	すみれの講座参加者数	890	人	913
				ママ・パパ教室(両親教室)	健康推進課	両親教室を開催し妊婦に積極的に参加を促し、妊娠・出産・育児の知識の普及や地域での仲間作りを促進する。	・ママ・パパ教室(両親教室)を年12クール、1クール3日間実施。 ・初産婦に対して、個別勧奨を実施。	個別勧奨を継続し、参加者の増加を図ることが必要。	勧奨方法を検討し、参加者の増加を図る。	妊婦の参加率	12	%	9.0
				性教育指導	指導課	学校園教育の充実をめざす中で、生命の安全や健康を自己管理する意識と、妊娠・出産に関わる性教育について、小学校・中学校の教育課程において指導及び情報提供等の支援を行う。	学校園教育の充実をめざす中で、生命の安全や健康を自己管理する意識と、妊娠・出産に関わる性教育について、小学校・中学校の教育課程において指導及び情報提供等の支援を行った。	学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	学校園教育の充実をめざす中で、生命の安全や健康を自己管理する意識と、妊娠・出産に関わる性教育について、小学校・中学校・義務教育学校の教育課程において指導及び情報提供等の支援を行う。	指導及び助言を実施した小中学校の数／全小中学校園数	100	%	100
				命を育む教育推進事業	人権教育課	自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、性教育や男女共生教育等の先進的な取り組みの推進を図り、各学校園にその成果を広める。	16校園に委嘱し、それぞれ特色ある「命を育む」教育を実践することができた。車いすダンスの鑑賞・体験や障がいのある人となない人の講話、助産師さんからの命の講話など、特色ある取り組みが数多く実践された。	いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然厳しいものがあり、今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進をより一層進めていく必要がある。	25校園に委嘱。それぞれ特色ある「命を育む」教育を実践していただく予定。移動動物園、車いすダンスの鑑賞・体験、助産師さんからの命の授業など自他を大切にする取り組みが予定されている。	委嘱校園数	25	校園	16
	25	生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等の充実	生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等を充実します。	各種健(検)診・健康教育・健康相談	健康推進課	生涯を通じた健康の保持・増進のためにがん検診や特定健康診査等の健康診査、各種健康教室、健康相談を実施する。	・各種健(検)診について、セット検診や休日実施、個別検診の拡大など市民ニーズに対応した実施に努めた。 ・健康相談について、あなたのまちの健康相談等を実施した。 合計2,471回、18,338人 ・健康教育について、スマートライフ塾や元氣もりもり教室等を実施した。 合計490回、18,885人 ・健(検)診の予約時に、申込フォームを活用できるようになり、申込みの利便性を高めた。	・セット検診の増加やより効果的な受診勧奨の検証を行い、受診率の向上を図ることが必要。	・セット健(検)診内容のさらなる充実を図る。 ・引き続き、出張所等と協働して、健(検)診の受診率向上に向けた取り組みを実施する。 ・子宮がん検診の集団検診を開始する。 (大阪府がん検診受診率向上モデル事業との同時実施)	乳がん検診受診率	50	%	22.0
				健康相談窓口の充実	市立病院(企画運営課)	市立病院にがん相談支援センターを設置し、がんについて、治療に関することだけでなく、看護や介護、精神的不安などのあらゆる疑問や心配事に関して相談を行い、患者・家族・知人・医療関係者など、市立病院受診の有無を問わず、様々な方からの相談を受ける。	がんに関する病状、治療、薬剤、看護、介護、食事、検診、医療費、精神的不安などあらゆる疑問や悩み事、心配事に対する相談を行った。相談内容を確認後、必要に応じて院内の各専門スタッフと連携をとり、相談にあたっている。外来待合付近やがん相談支援センター横に各がんについての小冊子設置を行い、またインフォメーションコーナーにおいても医療講演やイベントの紹介を掲示することで情報の発信に努めた。	引き続きさらなるきめ細やかな相談を行っていく必要がある。	平成30年度の取り組みと同様	がん相談支援センターでの相談件数	1500	件	2243
	26	妊娠・出産期における健康支援	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、健康診査や健康相談、医療における支援を充実します。	母子保健相談員支援事業	健康推進課	地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談員(助産師)」を配置し、従来のハイリスクの妊産婦等への支援に加え、より広く、妊産婦等全体を対象とする相談支援を実施する。	母子保健相談員(助産師)が母子手帳交付時の面接、乳児相談や乳児健康診査等の受診に来所した妊産婦、健康診査等で把握した支援が必要な妊産婦に対し、相談等を実施した。	目標を達成しつつあるが、更に取り組みをすすめ、妊婦把握率の向上を図ることが必要。	更なる妊婦把握率の向上を図る。	妊婦の把握率	100	%	99.9
				周産期医療の提供	市立病院(企画運営課)	女性が安心して妊娠・出産できるように医師確保を図りつつ、周産期医療の提供を行う。	大学からの産婦人科医、小児科医の派遣により、産科・小児科が連携してハイリスク分娩に対応できる体制を維持するなど地域周産期母子医療センターとしての役割を果たしている。また、大阪府における新生児診療相互援助システム(NMCS)及び産婦人科診療相互援助システム(OGCS)に参画し、地域の中核病院として各周産期医療施設からの搬送を受け入れるとともに、地域の周産期医療施設と連携を図った。また、市立病院での分娩において一定の要件を満たす妊婦の希望に応じ、妊娠中のケアに助産師が積極的に関わることで、女性への周産期の充実に努めた。	全国的な産科医不足の中、限られた産科医で対応するため、当院ですべての分娩希望に応じることは難しいが、医療安全に配慮しつつハイリスク分娩を含む分娩の取扱いに引き続き対応していく必要がある。	平成30年度の取り組みと同様	八尾市立病院での分娩件数	780	件	780
	27	母子保健の増進	地域における切れ目のない妊娠・出産・子育ての支援の強化として「母子保健相談員(助産師)」を配置し、特定妊婦の早期把握に努め、その支援を行うとともに、より広く、妊産婦等全体を対象とする相談支援を実施します。	妊婦健康診査事業	健康推進課	妊娠の届出により妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図る。	・妊産婦健康診査や妊婦歯科健康診査等、妊産婦健康診査に対する費用助成を実施した。 ・産後ケア事業を実施した。	各種健康診査受診率の向上を図ることが必要。	各種健康診査受診率の更なる向上を図る。 また、出産予定日超過や多胎妊娠時の妊婦健康診査にかかる経済的負担軽減のため、妊婦健診の公費負担額の拡充を行う。	妊婦健康診査受診率	85	%	85.0
	28	健康をおびやかす問題についての対策の推進	喫煙・飲酒・薬物など、健康をおびやかす問題についての情報や学習機会を提供します。	健康教育	健康推進課	喫煙によって起こる身体への影響や禁煙の方法を正しく理解してもらえる機会を提供する。	・年3回、禁煙塾を実施した。 ・啓発のために、町会を通じての全戸回覧を行った。	・参加者の増加を図ることが必要。	関係機関との連携により、参加者の増加を図る。	禁煙塾参加人数	100	人	54

			取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標 値	単位	H30実 績値	
				健康教育指導	指導課	HIV/エイズや性感染症、ドラッグ、喫煙、アルコールなどの正確な知識や予防対策についての情報提供を行う。特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら、予防教育を充実させる。	HIV/エイズや性感染症、ドラッグ、喫煙、アルコールなどの正確な知識や予防対策についての情報提供を行った。特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら、予防教育を充実させた。	学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためには教育委員会との学校園へのかかわりが重要になっている。	HIV/エイズや性感染症、ドラッグ、喫煙、アルコールなどの正確な知識や予防対策についての情報提供を行った。特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら、予防教育を充実させる。	健康をおびやかす問題についての情報や学習機会の情報を提供した小中学校数／全小中学校数	100	%	100	
		29	自殺対策の推進	相談支援事業の充実及び「八尾市自殺対策連絡協議会」による関係機関の相互の連携や情報の共有を図ることにより、総合的かつ効果的な自殺対策を推進します。	自殺対策推進事業	保健予防課	自殺対策相談支援事業の充実及び自殺対策計画審議会、自殺対策推進会議による関係機関の相互の連携や情報の共有を図ること等により、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。	八尾市自殺対策推進計画の策定 八尾市自殺対策計画審議会及び八尾市自殺対策推進会議の設置 ゲートキーパー養成講座の実施 八尾市自殺対策相談支援事業の実施 自殺未遂者相談支援事業の実施 普及啓発活動の実施	平成30年度に策定した八尾市自殺対策推進計画の推進・進捗管理 庁内外の関係機関との情報共有や相互の連携強化 ゲートキーパーの養成講座等の人材養成 自殺に関する正しい知識の普及	八尾市自殺対策計画の推進・進捗管理 自殺対策計画審議会、自殺対策推進会議の運営 地域と連携したゲートキーパー養成講座の実施 八尾市自殺対策相談支援事業「こころといのちの相談」の実施 講演会、リーフレットの作成等による普及啓発の実施 自殺未遂者相談の強化	ゲートキーパー養成講座参加者数(累計)	500	人	785
基本課題(5)女性に対するあらゆる暴力の根絶														
施策10. あらゆる暴力根絶に向けた取り組みの推進														
		30	DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた啓発の推進	DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止と根絶のため、様々な媒体や機会を通じて啓発活動を推進します。	職員の人材育成	人事課	各種ハラスメントに関する理解を深める研修等を実施する。	「公務員倫理研修」において、ハラスメントを含めた内容で管理・監督職向けに研修を実施し、また、ハラスメント相談苦情窓口相談員向けに「ハラスメント研修」を実施した。	「ハラスメント」はその範囲が広く、すべてを網羅した内容で実施することは難しいが、「ハラスメント」への理解を深め、全職員が共通の認識を持てるよう引き続き研修を実施する必要がある。	平成30年度と同様、「公務員倫理研修」において、ハラスメントの内容を含めた研修を予定。また、3年に1回のハラスメント研修を実施し、全職員が共通の認識を持てるよう「ハラスメント」への理解を図る。	各種ハラスメントに関する理解を深める研修等の実施回数	1	回	2
				「女性に対する暴力をなくす運動」に関する行事の開催		人権政策課	毎年、11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、セミナー等を開催し、女性に対する暴力防止の啓発を行う。	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、人権啓発セミナーを実施した。 「男性は何をどう悩むのか～男性視点から考えるDV～」(参加者80人) ・市政だより「じんけん」のコーナー、ホームページ、男女共同参画センター「すみれだより」への記事掲載 ・DV防止啓発リーフレット、デートDV予防啓発リーフレットの配布 ・男女共同参画センターに、女性への暴力防止の「パープルリボン」と児童虐待防止の「オレンジリボン」を掲示 ・公用車への啓発マグネットシートの貼り付け ・市役所本庁1階市民待合ロビー広告付き番号案内システムにおける啓発(子育て支援課と合同実施) ・懸垂幕の掲出(子育て支援課と合同実施)	市政だよりやホームページ等による情報発信のほか、効果的な啓発を検討していく必要がある。	・市政だより「じんけん」のコーナー、ホームページへの記事掲載 ・DV防止啓発リーフレット、デートDV予防啓発リーフレットの配布 ・男女共同参画センターに、女性への暴力防止の「パープルリボン」と児童虐待防止の「オレンジリボン」を掲示 ・公用車への啓発マグネットシートの貼り付け ・市役所本庁1階市民待合ロビー広告付き番号案内システムにおける啓発(子育て支援課と合同実施) ・懸垂幕の掲出(子育て支援課と合同実施)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて実施する人権啓発セミナーの参加者数	90	人	80
				(再掲)事業所向け普及啓発		労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた普及啓発に取り組む。	・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、パワハラなど多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っている。	・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134
				教職員の人材育成		総務人事課(教育サポートセンター)	各種ハラスメントに関する理解を深める研修等を実施する。	管理職を対象としハラスメントに関する理解を深める研修 1回 新規採用教職員を対象としハラスメントに関する理解を深める研修 1回	管理職に対し、研修以外にも校長会等の機会に周知を図っている。今後も継続して周知徹底を図っていく。	管理職を対象としハラスメントに関する理解を深める研修及び新規採用教職員を対象としハラスメントに関する理解を深める研修を開催する。	各種ハラスメントに関する理解を深める研修等の実施回数	2	回	2
				人権教育研修		人権教育課	DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止と根絶をめざすために、教職員の意識をさらに高めるための人権教育研修を実施し、各学校園での取り組みの推進を図る。	「男女共同参画社会をめざす学校づくり」と題し大阪市立大学人権問題研究センター准教授の古久保くらさんを研修の講師として招聘しジェンダーに関する問題についての学びを深めることができた。また、多様な性の問題についても見識を深めることができた。	いじめ、虐待、DV等により子どもたちの命が危険にさらされるような事象等、子どもたちの人権が脅かされている現状の中、すべての子どもたちが安心して生活することができ、自分のことや他人のこと、そして友だちのことを大切にし、人権を守っていく実践力を養っていく教育の推進が望まれる。	今年度は、関西大学教授の多賀太さんを招聘し、「男女共同参画社会をめざす学校づくり」と題して10月にご講演いただく予定。男女共生教育の社会モデルについて、性の多様化について(性的マイノリティー)といった内容での講演を予定している。	研修受講者数	64	人	61
		31	犯罪防止のための地域環境の整備	公園や道路などへの街灯などの整備や地域ぐるみで犯罪防止の取り組みを進めます。	防犯灯整備推進事業	危機管理課	犯罪のない明るいまちづくりのために、町会(自治会)に防犯灯の整備を促進する。	防犯灯の新設については目標値の達成に至らなかったものの、蛍光灯より明るいLEDへの取替えを含め、着実に整備を進めることができた。	小規模な町会が、防犯灯の新設・LED化ができるように、補助率を維持・改善していくことが必要	引き続き、八尾市防犯灯整備補助金交付要綱等に基づいて町会(自治会)に補助金を交付することにより、防犯灯の設置を促進する。	町会(自治会)により新設される防犯灯の設置数	230	灯	125
		32	相談窓口の周知	「すみれ」、八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、大阪府女性相談センターなどの相談窓口の周知を図ります。	相談窓口を掲載した啓発カード等の配布	人権政策課	相談窓口を掲載した啓発カードやチラシ等を市内公共施設や暴力に関するセミナー開催時に配布し、相談窓口を広く周知する。	相談窓口を掲載した啓発カードやチラシ等を市内公共施設に配布した。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に実施した人権啓発セミナー開催時に、啓発カード等を配布した。 女性相談等、相談窓口を掲載したチラシの町会回覧を実施した。 庁内女子トイレへの配架、市政だよりや、ホームページにより周知に努めた。	引き続き、相談窓口の更なる周知を図る。	相談窓口を掲載した啓発カードやチラシ等を市内公共施設に配布する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に人権啓発セミナーを開催時し、啓発カード等を配布する。 女性相談等、相談窓口を掲載したチラシの町会回覧を実施する。 庁内女子トイレへの配架、市政だよりや、ホームページにより周知する。	啓発カードやチラシ等の配布回数	2	回	2

		取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標 値	単位	H30実 績値
			八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」の周知	子育て支援課	就学時前の子どもがいる保護者を対象に配布する「子育ておうえんBOOK」に子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」の案内を掲載し、市民への周知に努める。	相談先である「みらい」の案内を掲載した子育ておうえんBOOKを12,000部発行し、子育て支援機関や認定こども園・保育園・幼稚園等に配架した。また母子健康保健手帳と同時に子育ておうえんBOOKを配布し、妊婦へも周知した。	他の子育てサービス情報と一緒に掲載されていることもあり、わかりやすいよう表示の工夫等が必要。	相談先である「みらい」の案内を掲載した子育ておうえんBOOKを発行し、子育て支援機関や認定こども園・保育園・幼稚園等に配架する。また母子健康保健手帳と同時に子育ておうえんBOOKを配布し、妊婦へも周知する。	「子育ておうえんBOOK」の発行部数	12500	部	12000
施策11. 子ども、若者への予防啓発の推進												
		33 暴力を防止する教育の推進	暴力を防止し、すべての人の人権を尊重することができる意識をはぐくむため、学校教育などを通じて、子どもの頃からの人権教育・啓発に取り組めます。	命を育む教育推進事業	人権教育課	自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、生命を育んだり、触れ合ったりする体験や誕生・出産等をテーマにした取り組みを実施し、「かけがえのない命」を実感することで、暴力を否定する教育の推進を図り、その成果を各学校園に広める。	16校園に委嘱し、それぞれ特色ある「命を育む」教育を実践することができた。車いすダンスの鑑賞・体験や障がいのある人となない人の講話、助産師さんからの命の講話など、特色ある取り組みが数多く実践された。「命の尊さ」を実感することで、暴力を否定する教育の推進を図ることができた。	いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然厳しいものがあり、今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進が望まれる。	25校園に委嘱予定。それぞれ特色ある「命を育む」教育を実践していただく予定。移動動物園、車いすダンスの鑑賞・体験、助産師さんからの命の授業など自他を大切にする取り組みが予定されている。特色ある取り組みの中で、暴力を否定する教育の推進も図っていく予定。	25	校園	16
		34 デートDVの予防・啓発の推進	新たな被害者・加害者を生み出さないようにするために、小学校の高学年や中学生等の早い段階から、啓発リーフレットの配付や学習機会を提供するなど、デートDVの予防啓発に向けた取り組みを行います。また、教育関係者や保護者に対する研修等を充実します。	デートDV予防啓発リーフレットの配付	人権政策課	デートDVIについての正しい知識と理解を周知するため、デートDV予防啓発リーフレットを配付するなど、若年層を中心に起こる交際相手等からの暴力を防ぎ、ひいては配偶者等からの暴力防止にも繋げる。	・市内公立中学校と私立中学校の生徒を対象に、デートDV予防啓発リーフレットを配付 ・人権啓発セミナー開催時に配布 ・新規採用職員向け男女共同参画研修開催時に配布 ・男女共同参画週間のパネル展時に配架 ・ヒューマンフェスタ時に配架	リーフレット作成にあたっては、中学生向けには、平易な表現やわかりやすい内容にすることが必要となる。	引き続き、デートDV予防啓発リーフレットを配布する等、啓発活動を行う。	5	回	5
				命を育む教育推進事業	人権教育課	自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、男女共生教育やデートDVの予防・啓発の取り組みを推進し、その成果を各学校に広める。	16校園に委嘱し、それぞれ特色ある「命を育む」教育を実践することができた。車いすダンスの鑑賞・体験や障がいのある人となない人の講話、助産師さんからの命の講話など、特色ある取り組みが数多く実践された。その中で、女性も男性も同じ人権を持った対等な存在で、だれもお互い対等な関係であることを見つめ直す機会とした。	いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然厳しいものがあり、今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進が望まれる。	25校園に委嘱予定。それぞれ特色ある「命を育む」教育を実践していただく予定。移動動物園、車いすダンスの鑑賞・体験、助産師さんからの命の授業など自他を大切にする取り組みが予定されている。ジェンダー平等の重要性という観点に立った取り組みを「命を育む」教育で実践していく。	25	校園	16
施策12. 被害者支援体制の充実												
		35 相談支援体制の機能の充実	相談、情報提供、関係機関との連絡調整等の機能が充実を図り、誰もが安心して利用できる相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。	八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会の開催	人権政策課	ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する課題について、適切な連携の下で組織的に対応することにより、DV被害者の適切な支援を図る。(※DV対応連絡会構成所属…市民ふれあい課、市民課、地域福祉政策課、生活福祉課、高齢介護課、障がい福祉課、健康推進課、健康保険課、子育て支援課、労働支援課、住宅管理課、人権教育課)	庁内関係課(13課)の実務担当者からなる八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援について、連携のあり方や支援のあり方の情報共有、意見交換を行った。また、ケースごとに、被害者ニーズに沿った支援を行うため、関係各課と連携して対応を行った。	引き続き、連絡会において、DV被害者支援について連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る必要がある。	引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。	1	回	1
		36 外国人市民、高齢者、障がいのある人への配慮	外国人市民、高齢者、障がいのある人の状況に配慮して、相談に対応します。	関係機関と連携した被害者支援	人権政策課	外国人市民、高齢者、障がいのある人の状況に配慮して、関係機関と連携して対応を行う。	外国人市民、高齢者、障がいのある人等への対応については、必要に応じて、関係機関、関係課と連携して対応し、DV等被害者への支援を行った。	引き続き、庁内関係課を始めとした関係機関と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV等被害者の支援を図る必要がある。	庁内関係課を始めとした関係機関と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV等被害者の支援を図る。	100	%	100
			外国人市民相談事業	文化国際課	外国人集住地域に近いコミュニティセンターに多言語による生活相談窓口を設置し、言語・文化・生活習慣等の違いから生じる日常生活上の不安を解消するための支援や、市内行政機関における窓口手続きの支援を行う。	多言語による相談を必要とする外国人市民を対象に、行政手続きや生活全般に関する生活相談事業を実施した。	医療等の専門性の高い内容については、相談を受けるのが困難なため、相談体制や関係機関との連携等を検討していく必要がある。	国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、本市における外国人の居住状況やこれまでの相談対応の実績をふまえて、外国人市民にとって利便性の高い相談窓口として拡充・整備する。	外国人市民相談事業件数	1000	件	960
			外国人市民相談事業	コミュニティ政策推進課	外国人市民行政相談窓口通訳者を配置し、関係機関と連携して、外国人市民がDV被害等に対して適切な相談を受けることが出来るように、相談窓口の充実に努める。	市民相談窓口に、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時～午後5時、外国人市民行政相談窓口通訳者を配置して、外国人市民のDV被害等に対して、適切な相談を受けることができる体制を整えた。	外国人市民は、生活習慣の違いから、DV被害を受けていながら、それをDVだと認識できないケースがあるため、外国人向けの啓発が必要である。	市民相談窓口に、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時～午後5時、外国人市民行政相談窓口通訳者を配置して、外国人市民のDV被害等に対して、適切な相談を受ける。	外国人市民行政相談窓口通訳者の配置日数	244	日	244
			住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置	市民課	外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、丁寧な説明を心がけるとともに、必要に応じて、通訳者等を同席させ当措置の理解に努める。	外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、丁寧・適切に対応した。(適切に対応した件数39件/支援が必要な件数39件)	高齢者や障がいのある方については、本人が窓口に来られない場合があり代理人による申出の受付を実施しているが、第3者を介すことになるので個人情報の取扱いには引き続き慎重を期すべきである。	外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、丁寧・適切に対応する。	外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、適切に対応した割合(適切に対応した件数/支援が必要な件数)	100	%	100

			取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標 値	単位	H30実 績値
				地域包括支援センター相談体制の充実	高齢介護課	DV被害者が高齢あるいは障がいがあるなどの場合、適切な相談が受けられるよう、それぞれの担当課と連携して相談に対応する。	・地域包括支援センターの相談対応件数(基幹型・ブランチ・地域型15か所の計)37,873件。うち、権利擁護相談件数4,546件 ・随時会議開催回数117回。自立支援型地域ケア会議開催回数6回、生活援助の多いケアプランの検討会議2回。	支援が必要となる背景には、様々な理由があり、抱える問題も複雑なため、当事者だけの対応、ひとつの支援機関だけの対応では解決が難しい。	高齢者が安全に生活していくことができるように、関係機関と連携していく。	関係機関と連携した支援が必要な方に対して、適切に対応した割合(連携して対応した件数/連携した支援が必要な件数)	100	%	100
				障がい者相談支援事業	障がい福祉課	障がい者等の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	3障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい)の各分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を取りながら障がい者等や、保護者、介護者への相談支援を実施した。	基幹相談支援センターと連携した、さらなる相談支援体制の強化	3障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい)の各分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を図りながら障がい者等や、保護者、介護者への相談支援を実施する。	障がい者相談支援委託事業所数	4	ヶ所	4
		37 緊急時における被害者の安全確保	危険があり緊急を要するDV被害者に対して、警察署や配偶者暴力相談支援センター等との連携のもとで、一時保護につなぐなどの被害者の安全に重点をおいた支援を行います。	緊急一時保護の支援	人権政策課	DV等により、緊急に被害者の保護が必要となった場合、大阪府女性相談センターや警察等の関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援を行い、一時保護の対応を行う。	・地域包括支援センターの相談対応件数(基幹型・ブランチ・地域型15箇所の計)37,873件。うち、権利擁護相談件数4,546件 ・随時会議開催件数69件、回数117件。自立支援型地域ケア会議開催回数6回、実件数26件、延件数51件。	被害者の安全に配慮しながら、関係機関と連携して対応する必要がある。	引き続き、関係機関と連携して対応する。	緊急一時保護を必要とする人に対して適切に対応した割合(一時保護の対応を行った件数/一時保護を必要とする人の件数)	100	%	100
				高齢者虐待の支援	高齢介護課	高齢介護課及び八尾市地域包括支援センターにおいて高齢者虐待に関する相談対応を実施。高齢者のDVは、権利侵害事例であることから高齢者虐待ケースとして、関係機関と連携し対応する。	・高齢者虐待通報件数152件、うち虐待と判断した件数87件。	高齢者虐待の要因として「認知症による言動の混乱」が最も多くみられているが、養護者や家族員自身が抱える問題の重なりによって虐待が生じている事例や、多問題を抱えた家族員が虐待する事例もみられる。しかし、アルコール問題や精神疾患を抱える家族の支援者が不在であることにより支援を十分に整えられないケースも多く、養護者支援の整備について大きな課題となっている。	高齢者が安全に生活していくことができるように、関係機関と連携していく。	関係機関と連携した支援が必要な方に対して、適切に対応した割合(連携して対応した件数/連携した支援が必要な件数)	100	%	100
				緊急時障がい者保護事業	障がい福祉課	在宅の障がい者が緊急やむを得ない事由で、福祉サービスの支給を受けることが困難な時に、一時的に短期入所サービス等の利用を行うことにより、日常生活の安定を図る。	障がい者に対し、緊急やむを得ない事由で一時的に保護する必要が生じた際に、入所のための居室を確保し、一時保護につなげた。	利用の見込みが難しく、利用者が多数出た場合の居室や予算の確保	障がい者に対し、緊急やむを得ない事由で一時的に保護する必要が生じた際に、入所のための居室を確保し、一時保護につなげる。	やむを得ない措置による短期入所利用者数	2	人	1
				母子緊急一時保護事業	子育て支援課	不測の事態により精神的又は経済的に緊急の保護を必要とする母子世帯を一時的に保護する。	生活困窮等の経済的に緊急の保護を必要とするケースについて母子家庭2世帯、6人の一時保護を実施した。	DV等での母子緊急一時保護事業の利用者が増加しており、より一層の関係機関との連携が必要である。	生活困窮等の経済的に緊急の保護を必要とするケースについて一時保護を実施する。	一時保護の利用件数	5	件	2
		38 被害者の自立支援	DV被害者が置かれた状況に応じて、必要となる手続き等について、様々な制度に関する情報を提供します。また、被害者の安全を確保するため、住民基本台帳における閲覧制限等の支援を実施するとともに、住民基本台帳の情報の提供を受けている関係課に対し、DV被害者情報の管理の徹底を呼びかけます。	被害者の自立を支援する各種情報の提供	人権政策課	DV等被害者の状況に応じて、各種制度の利用により生活再建が図れるよう、必要となる手続き等についての助言、情報提供、他機関紹介を行うなど、適切な支援を行う。	DV相談員の配置や、やおDV相談専用ダイヤルの運用により、DV等被害者が置かれた状況に応じて、関係機関と連携し、必要となる手続きや、さまざまな制度等について、適切に助言、情報提供、他機関紹介等を行った。	多様で複雑な相談内容に対応するため、関係機関と連携した支援が必要であり、相談体制の充実が課題である。	引き続き、DV相談員の配置や、やおDV相談専用ダイヤルの運用により、DV等被害者が置かれた状況に応じて、関係機関と連携し、必要となる手続きや、さまざまな制度等について、適切に助言、情報提供、他機関紹介等を行う。	DV等被害者の状況に応じて、適切な支援を行った割合(適切な支援を行った件数/DV等相談件数)	100	%	100
				住民基本台帳事務における支援措置にかかる意見付与	人権政策課	DV等被害者から住民基本台帳事務における支援措置の申出に対して、被害者を保護するため、相談機関として意見付与を行う。	住民基本台帳事務における支援措置について、2年目以降の延長の申出があった場合、市民課担当と共に申出者の状況を確認し、DV等により、引き続き、閲覧制限等の支援措置が必要と認められたとき、人権政策課において意見付与を行った。 (意見付与を行った件数 94件/継続して支援措置が必要な人の件数 94件)	複数回継続して意見付与を行うケースが累積されるため、年々件数が増加している。被害者の安全を守るため、関係課との連携が必要である。	引き続き、関係課と連携して対応する。	支援措置が必要と認められる方に意見付与を行った割合(意見付与を行った件数/継続して支援措置が必要な人の件数)	100	%	100
				住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置	市民課	・住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を行う。 ・関係各課へ支援対象者の情報提供を行う。	・住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を行った。 (適切に対応した件数143件/被害者保護のための措置が必要な件数143件) ・関係各課へ支援対象者の情報提供を行い、協力を仰いだ。	支援期間の1年を過ぎても申出に來ない支援対象者については、支援を終了する旨を伝えているが、支援期間を過ぎてから延長を希望してくるケースがある。 終了予定日の1か月前に終了する旨記載した通知を送付したり、電話連絡するようになっているが、きちんと期限を守ってもらえるように引き続き努める。	・住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を行う。 ・関係各課へ支援対象者の情報提供を行い、協力を仰いでいく。	被害者保護のための措置を適切に行った割合(適切に対応した件数/被害者保護のための措置が必要な件数)	100	%	100
		39 推進体制の充実	「八尾市DV対応連絡会」や「八尾市男女共同参画施策推進本部」、「八尾市男女共同参画審議会」などにおいて、DV被害者の総合的な支援のあり方や市の施策の方向性などを検討し、推進体制の充実を図ります。	(再掲)八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会の開催	人権政策課	ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する課題について、適切な連携の下で組織的に対応することにより、DV被害者の適切な支援を図る。	庁内関係課(13課)の実務担当者からなる八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援について、連携のあり方や支援のあり方の情報共有、意見交換を行った。 また、ケースごとに、被害者ニーズに沿った支援を行うため、関係各課と連携して対応を行った。	引き続き、連絡会において、DV被害者支援について連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る必要がある。	引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。	連絡会の開催回数	1	回	1

			取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目 標 値	単 位	H30実 績値	
		40	関係機関との連携強化	大阪府と府内DVIにかかわる機関や市町村で構成するブロック会議等を通じて、情報収集に努めるとともに、大阪府や近隣の市町村との連携強化を図ります。	大阪府や近隣市町村との連携	人権政策課	大阪府と府内DVIにかかわる機関や市町村で構成するブロック会議等を通じて、情報収集に努めるとともに、大阪府や近隣の市町村との連携強化を図る。	・「大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためブロック別情報交換・事例検討会」＜大阪市・中河内ブロック＞へ参加し、各市町村・男女共同参画センターにおける女性のための相談及びDV相談における課題等について、大阪府、近隣市と情報交換、事例検討を行った。 ・「大阪府内市町村相談員等研修会～大阪府内7ブロック情報交換・事例検討会から見えてきた課題～」に参加し、各ブロックから浮かび上がってきた課題を全体で共有し、課題解決に向けての学びを深める機会とした。	DV相談等の複雑多様な相談内容に対応するため、大阪府、他市町村の課題や対応について情報共有を図るなど、今後も連携強化に努める必要がある。	DV相談等の複雑多様な相談内容に対応するため、大阪府、他市町村の課題や対応について情報共有を図るなど、今後も連携強化に努める。	ブロック別情報交換・事例検討会への参加回数	2	回	2
		41	加害者への対応	加害者を対象とした国・大阪府等の取り組みに関する情報収集に努めます。	国・大阪府が主催する説明会への参加	人権政策課	国・大阪府等が主催するDV被害者支援に関する研修会等へ参加し、加害者を対象とした取り組み等の情報収集を行う。	国・大阪府等が主催するDV被害者支援に関する研修会等へ参加し、情報収集と知識の向上に努めた。 大阪府「DV被害者の地域支援者養成講座」(7回) 大阪府「大阪府内市町村相談員等スキルアップ研修」(2回) 内閣府「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」(1回) 大阪府「大阪府における男女共同参画施策に関わる市町村職員のための研修プログラム」(1回) 大阪府「大阪府内市町村相談員等研修会～大阪府内7ブロック」(1回) 内閣府「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」(1回) 内閣府「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」研修」(1回) 大阪府「依存症対応職員研修」(1回) 大阪府「女性相談員新任研修」(1回) 大阪府「女性保護支援に関する実態調査等報告会」(1回) 東大阪市「女性に対する暴力をなくす運動のつどい」(1回)	研修を受講した職員だけではなく、他の職員が研修や講座で得た知識やスキルを共有できるよう、フィードバックの仕組みが重要である。 配偶者等からの暴力の防止に向けた加害者への対応については、国・大阪府の動向などに注視しつつ、情報収集に努めるなど、適切に対応する。	引き続き、国・大阪府等が主催するDV被害者支援に関する研修会等へ参加し、加害者を対象とした取り組み等の情報収集を行う。	DV被害者支援に関する研修会等への参加回数	10	回	18

基本課題(6)様々な困難を抱える人々への支援

施策13. ひとり親家庭への支援														
42	ひとり親家庭への支援の充実	生活や子育て等の様々な場面で困難な状況にあるひとり親家庭への支援を充実します。	ひとり親家庭医療費公費負担事業	こども政策課	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健康増進、福祉の向上を図るため、医療保険により受診した場合に医療費の一部自己負担額を控除した額を公費で負担する。	八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づき、医療費の助成を行った。	子どもの貧困対策において支援すべき対象者としてひとり親家庭世帯が取り上げられており、制度変更されることも考えられるため、国や府の動向に注視が必要である。	八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づき、医療費の助成を行う。	対象者数	6,000	人	5,716		
			児童扶養手当の給付	こども政策課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進と、児童の心身の健やかな成長に寄与するために、当該児童について児童扶養手当を支給する。	市政だより、ホームページ、子育ておうえんBOOKなどにより制度の周知を図った。また、平成29年7月から開始したマイナポータルを利用したびったりサービスや、マイナンバー利用事務に対して迅速かつ正確に対応した。	平成30年8月分より全部支給所得制限限度額が引上げられた。また、令和元年11月支給分(8月分から10月分)より、支払回数が現行の年3回から、年6回の隔月支払に変更されることや未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金が実施されるなど制度変更について周知を図る必要がある。	市政だより、ホームページ、子育て応援BOOKなど様々な媒体により制度の周知を図る。また、マイナポータルを利用したびったりサービスやマイナンバーを活用し、申請手続き時等における市民の利便性向上に努める。	受給者数(年度末)	2,900	人	2545		
			母子家庭等自立支援事業	子育て支援課	母子家庭・父子家庭の自立を促すために、就労支援を行う。	・母子家庭等・就業自立支援センター事業 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給者数26人、延べ支給月数270ヶ月 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給者数7人 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金 支給者数10人	平成30年度包括外部監査での指摘もあり、母子家庭等自立支援教育訓練給付金に関し、受給後の自立につながるように、受給前後のさらなるフォローが求められている。	・母子家庭等・就業自立支援センター事業 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給者数	25	人	26		
			ひとり親家庭の親への就労支援	労働支援課	地域就労支援事業において、働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・家庭状況・出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、就労に向けた支援を実施する。	平成30年度より相談拠点を市内3カ所から5カ所に拡充し、就労困難者等に対しより身近に相談できる環境を整え、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催した。 平成30年度 相談件数 2,206件	就労困難者等が抱える課題は様々であるため、個々の相談者に応じた丁寧な支援を継続していく。	・地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施する。 ・パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催する。	地域就労支援事業相談件数	1,100	件	2,206		
施策14. 介護・介助を必要とする人への福祉の充実														
43	介護・介助を必要とする人への福祉の充実	介護・介助を必要とする人が、安心して適切なサービスを受けることができるよう、サービスの質の向上に努めます。	介護保険事業者等の人権研修	高齢介護課	介護保険の事業者従事者の人権意識の向上と被保険者の人権を守るため、人権研修を実施する。	『「アンガーマネジメント」～介護現場での「イライラ」と「怒り」のコントロール～』というテーマで人権研修を実施。	多くの介護保険事業従事者に対して人権意識の向上をめざしていくために、今後も継続して研修を実施していく必要がある。	介護保険の事業者従事者の人権意識の向上と被保険者の人権を守るため、人権研修を実施する。	事業者連絡協議会と同時に実施する人権研修の参加者数	250	人	273		
			地域ケア会議	高齢介護課	困難ケースについて関係機関で集まり、支援方針を決定する。また地域課題を抽出し、課題解決に向けて対策提言を行う。	地域ケア連絡協議会2回/年、地域ケアケース会議22回/年(地域ケアケース会議合同定例会2回/年、地域ケアケース会議(定例会)20回/年)、随時会議開催回数117回。自立支援型地域ケア会議開催回数6回、生活援助の多いケアプランの検討会議2回。	支援が必要となる背景には、様々な理由があり、抱える問題も複雑なため、当事者だけの対応、ひとつの支援機関だけの対応では解決が難しい。	高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関及び地域住民が連携し、地域のネットワークの強化に向けての具体的方法について引き続き検討する。	地域ケア会議開催回数	90	回	149		

			取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目 標 値	単 位	H30実 績値
				介護給付事業	障がい福祉課	障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障がい福祉サービスに係る給付や支援を行う。	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、同行援護等の障がい福祉サービスの給付を行った。	利用者や事業所が増加していく中での、サービスの質の確保	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、同行援護等の障がい福祉サービスの給付を行う。	居宅介護等の月平均利用量	12,422	時間	21,108
施策15. 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援													
		44 外国人市民に対する多言語による情報提供	外国人市民が安心して暮らせるように、市政や日常生活に必要な様々な情報を多言語で提供するなどのサービスの向上に努めます。	外国人市民への情報提供事業	文化国際課	市政や日常生活に必要な様々な情報を多言語で提供する「多言語情報誌」を発行する。	毎月、市政だよりから外国人市民に必要な記事を抜粋し、中国語・ベトナム語・英語の3言語に翻訳した「多言語情報誌」を市内行政機関等に配架した。	市の発信する情報が、より外国人市民に広く、伝わりやすい情報になるよう工夫が必要である。	毎月、市政だよりから外国人市民に必要な記事を抜粋し、中国語・ベトナム語・英語の3言語に翻訳した「多言語情報誌」を市内行政機関等に配架する。	多言語情報誌発行回数／年	12	回	12
		45 複合的に困難な状況に置かれている人々に対する関係機関と連携した支援	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対して、関係機関と連携した支援を行います。	八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を通じた関係機関連携の呼びかけ	人権政策課	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対する支援について、関係機関との連携し、被害者の状況に応じた迅速かつ適切な支援を行うことができるよう、八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会で依頼する。	庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援について、被害者の状況に応じた連携のあり方や支援のあり方の情報共有、意見交換を行った。	今後も引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、相談対応ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る必要がある。	引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、相談対応ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。	連絡会の開催回数	1	回	1
				(公財)八尾市国際交流センターへの支援	文化国際課	(公財)八尾市国際交流センターへの運営支援を行い、広く市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、国際平和に貢献する。	(公財)八尾市国際交流センターに対して運営経費補助金の交付を行った。	八尾市域の国際化の拠点として、市民・各種団体・企業等と連携した取り組みを進める等、事業内容の充実を図るための働きかけが必要である。	(公財)八尾市国際交流センターに対して運営経費補助金の交付を行う。	(公財)八尾市国際交流センターにおける年間事業数	20	件	21
				コミュニケーションサポーター派遣業務	高齢介護課	外国語の通訳が必要な方及び視覚障がい者などの意志疎通が困難な被保険者の要介護認定調査時に、通訳者の派遣を行う。	要介護認定調査を受けるに際して、中国語の通訳者(1件)、ベトナム語の通訳者(1件)、手話通訳者(6件)、手話のできる調査員(8件)など必要な通訳者等の派遣を行った。	今後も必要に応じて通訳者の派遣を行っていく必要がある。	外国語の通訳が必要な方及び視覚障がい者などの意志疎通が困難な被保険者の要介護認定調査時に、通訳者の派遣を行う。	通訳者の派遣を希望する被保険者に対して、派遣を行った割合	100	%	100
				地域ケア会議	高齢介護課	困難ケースについて関係機関で集まり、支援方針を決定する。また地域課題を抽出し、課題解決に向けて対策提言を行う。	地域ケア連絡協議会2回/年、地域ケアケース会議22回/年(地域ケアケース会議合同定例会2回/年、地域ケアケース会議(定例会)20回/年)、随時会議開催回数117回。自立支援型地域ケア会議開催回数6回、生活援助の多いケアプランの検討会議2回。	支援が必要となる背景には、様々な理由があり、抱える問題もう、複雑なため、当事者だけの対応、ひとつの支援機関だけの対応では解決が難しい。	高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関及び地域住民が連携し、地域のネットワークの強化に向けての具体的方法について検討でき、引き続き行っていく。	地域ケア会議開催回数	90	回	149
				障がい者相談支援事業	障がい福祉課	障がい者等の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	3障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい)の各分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を取りながら障がい者等や、保護者、介護者への相談支援を実施した。	基幹相談支援センターと連携した、さらなる相談支援体制の強化	3障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい)の各分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を図りながら障がい者等や、保護者、介護者への相談支援を実施する。	障がい者相談支援委託事業所数	4	ヶ所	4
				識字・日本語教室	生涯学習スポーツ課	「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、継続的な学習の機会を提供する。	定期的に教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を継続的に提供した。	「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえて、引き続き関係者と協議しながら実施していく必要がある。	定期的に教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を継続的に提供する。	教室開催回数	116	回	114
		46 人権尊重の観点からの配慮	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する偏見や差別をなくす啓発を進めます。また、人権侵害があつてはならないなどの人権尊重の観点から配慮します。	人権啓発セミナーの開催	人権政策課	市民を対象に、広く人権問題全般にわたる情報を提供し、人権学習の推進に努める。また、年間1回は女性の人権をテーマに開催する。	第1回:「違いを楽しみ、力にかえる～多文化共生と「新」時代～」(8月24日) 参加者:184人 第2回:「男性は何をどう悩むのか～男性視点から考えるDV～」(10月25日)参加者:80人 第3回:「これって虐待?～高齢者における権利擁護の視点～」(12月17日)参加者:89人 第2回セミナーで、女性の人権をテーマに開催した。	時事性の高いテーマや市民ニーズを把握したテーマ設定及び講師選定が必要である。セミナーを継続実施することで、市民の人権意識の向上を図る必要がある。	2回実施予定。時事性の高いテーマや市民ニーズを把握したテーマ設定により、市民の人権意識の向上を図る。	人権啓発セミナーの年間開催回数	3	回	3
				人権教育研修	人権教育課	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する理解を深め、偏見や差別をなくすことをめざした人権研修を実施し、各学校園での取り組みの推進を図る。	偏見や差別をなくすことを目的とした人権研修を実施し、性的マイノリティ、障がいがあること、外国人であること等様々な困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する理解を深めた。また、自分自身がとらわれているかもしれない固定的な性別役割分担意識を見つめ直す機会とした。	男女平等をはじめ様々な人権課題について学ぶことで、一人ひとりがありのままに暮らせる社会をめざした取り組みを進める必要がある。	複数回の人権研修を実施する予定。一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念について理解を深め、行動できるようにすることをめざした取り組みを実施する。また、自他の人権を大切に人権感覚を育てるとともに、他の人とともによりよく生きようとする態度や、身近な人権問題を解決しようとする実践的な行動力などを身に付けることをめざした取り組みをする。	研修受講者数	64	人	61

		取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標 値	単位	H30実 績値
		47 生活困窮者の自立に向けた支援の充実	「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い設置した「八尾市生活支援相談センター」において、相談者の抱える生活困窮を軸とした複合的な課題に対し、関係機関等と連携し、個別的、包括的、継続的な支援を行います。	生活困窮者自立相談支援事業	生活支援課	専門相談員による生活保護に至る前段階での生活困窮者に対するの早期の相談支援、第一次的な相談窓口としての寄り添い型支援を行い、生活困窮に陥っている原因を見つけ、関係機関との連携を行いながら、解決に向けての支援を実施する。	・相談実績 486件 ・支援プラン作成数 125件	・関係機関との連携強化 ・生活困窮者自立支援制度の周知	・相談の実施 ・支援プラン作成 ・関係機関と連携による支援 ・子どもの学習支援（子ども政策課と共同実施）	支援プラン作成件数	91 件	125
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成												
基本課題(7)子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成												
施策16. 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解促進												
		48 認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小・中学校等における男女平等教育・学習の推進	子どもの頃から男女共同参画意識をはぐくむため、あらゆる機会において、男女平等教育を推進します。	「人権を大切にする心を育てる」保育推進事業	こども施設課	「人権を大切にする心を育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に保育所（園）という生活の場を通じて伝えていく。	保育所（園）職員研修を17回実施。	H31年度から教育センターに移管し、主な研修については教育センターで実施することとなったため、より一層教育委員会と連携し、質の高い研修を実施していく。	大阪保育子育て人権研究集会への参加。（各園1名とこども施設課1名の参加）	保育所（園）職員研修実施回数	20 回	17
				男女平等教育指導	指導課	学校園教育の充実をめざす中で、男女平等・男女共同参画について、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行う。	学校園教育の充実をめざす中で、男女平等・男女共同参画について、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行った。	学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	学校園教育の充実をめざす中で、男女平等・男女共同参画について、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の教育課程において指導及び助言を行う。	指導及び助言を実施した学校園の数／全学校園数	100 %	100
				命を育む教育教育推進事業	人権教育課	自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、男女共同参画意識をはぐくむための男女共生教育等の先進的な取り組みの推進を図り、各学校園にその成果を広める。	16校園に委嘱し、それぞれ特色のある「命を育む」教育を実践することができた。助産師からの話、車いすダンスをされている方の話を通しての人権講話、性教育などにより「命の尊さ」を実感するとともに、男女共同参画意識を育む取り組みが実践された。	性別によって進路選択が限られることがないように、学校園での集団づくりや人権学習の取り組みにより男女共生の意識や生き方について学んでいくことが求められる。	25校園に委嘱予定。それぞれ特色ある「命を育む」教育を実践していただく予定。移動動物園、車いすダンスの鑑賞・体験、助産師さんからの命の授業など他を大切にする取り組みが予定されている。また、特色ある取り組みの中で、男女平等の社会を意識した教育を実践していく。	委嘱校園数	25 校園	16
		49 男女平等に基づいた性に関する教育の充実	男女が共に互いの人格と人権を尊重することができるよう、年齢に応じて性に関する正しい知識・情報を提供するとともに、学習機会の充実を図ります。	男女平等教育指導、性教育指導	指導課	学校園教育の充実をめざし、男女が互いに人格・人権を尊重しあえるように、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行う。	学校園教育の充実をめざし、男女が互いに人格・人権を尊重しあえるように、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行った。	学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	学校園教育の充実をめざし、男女が互いに人格・人権を尊重しあえるように、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の教育課程において指導及び助言を行う。	指導及び助言を実施した学校園の数／全学校園数	100 %	100
				人権学習教材等整備	人権教育課	学校園が行う授業研究やプログラム作成の際、「男女平等教育指導事例集」を活用することにより、よりよい男女平等教育の実践ができるように助言をするとともに、男女共生に基づく性教育の推進を図る。	学校園で「男女平等教育指導事例集」等を使用して、固定的な性別役割分担意識をなくし、一人ひとりの個性を認め合い尊重すること、セクシャルハラスメントは個人の尊厳や人権を侵害するものであること等の学習を進めた。また、セクシャルマイノリティについての学習を進めた。	男女の固定的役割分担をなくし、また、セクシャルマイノリティの立場にある子どもたちがありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして男女平等教育を進めていく必要がある。	学校園で「男女平等教育指導事例集」等を使用して、固定的な性別役割分担意識をなくし、一人ひとりの個性を認め合い尊重すること、セクシャルハラスメントは個人の尊厳や人権を侵害するものであること等の学習を進める。また、セクシャルマイノリティについての学習を進め、男女平等な社会の実現に向けて取り組む。	「男女平等教育指導事例集」活用率	80 %	80
		50 保育士、教職員等への意識啓発・研修の充実	保育士・教職員等々に男女平等・男女共同参画意識の啓発をするとともに、男女平等・男女共同参画保育・教育に関する指導方法などの研修を充実させます。	「人権を大切にする心を育てる」保育推進事業	こども施設課	「人権を大切にする心を育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に保育所（園）という生活の場を通じて伝えていく。	保育所（園）職員研修を17回実施。	H31年度から教育センターに移管し、主な研修については教育センターで実施することとなったため、より一層教育委員会と連携し、質の高い研修を実施していく。	大阪保育子育て人権研究集会への参加。（各園1名とこども施設課1名の参加）	保育所（園）職員研修実施回数	20 回	17
				人権教育研修	人権教育課	人権研修の一環として人権教育実践交流会を年2回実施し、各学校園での男女平等・男女共同参画保育・教育に関する実践の交流を行い、取り組みの一層の充実を図る。	人権教育実践交流会を市内全学校園を対象に実施し、2回の交流会にはのべ121名の教職員が参加した。交流会では各学校園における人権教育の取り組みを報告・共有し、すべての教育活動を通じて人権が基盤となった取組みを展開することの重要性について再認識することができた。交流では、男女共生教育、性的マイノリティについての教育実践が報告された。	今後も男女共生の意識を高め、性の多様性を人権問題としてとらえ、その対応を進めていく必要がある。	人権教育実践交流会を市内全学校園を対象に実施し、2回の交流会を実施予定。交流会では各学校園における人権教育の取り組みを報告・共有し、すべての教育活動を通じて人権が基盤となった取組みを展開することの重要性について再認識することにより、各学校園での人権教育に深まり、新しい人権課題についてもより深めていくことができる。	人権教育実践交流会参加者数	64 人	61
		51 家庭・地域における男女共同参画を促進するための学習機会の提供	家庭の教育力の向上をめざす上で、男女共同参画の視点を持って、こども会・PTA等各種団体を通じて保護者等に学習機会を提供します。	青少年育成支援事業	青少年課	地域社会において関係団体が密接に連携することで、青少年を取り巻く社会環境の改善や青少年育成に携わる保護者・育成者への啓発・情報提供等を図る。	住民懇談会の他、以下のとおり開催した。 ・青少年健全育成八尾市民大会（参加者総数268人） ・家庭教育を考える市民集会（参加者総数259人）	関係団体と連携し、継続的に啓発活動を実施していく。また、市民大会や市民集会の内容について、青少年を取り巻く環境の変化に対応した講演等を検討する。	引き続き、地区において住民懇談会を実施していただくよう働きかけていく。また、市民大会や市民集会について内容の検討を図る。	青少年健全育成に関する地区住民懇談会の実施地区数	32 地区	25
				人権学習講座	生涯学習スポーツ課	市民の人権意識の向上を図るため、人権学習講座を開催する。	人権に関するテーマで講座を開催し、人権について考えるきっかけとなる場を提供した。	さまざまな人権について考えるきっかけを作ることができるよう講師等の情報収集が必要である。	人権に関するテーマで講座を開催し、人権について考えるきっかけとなる場を提供する。	実施回数	6 回	5

		取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目 標 値	単 位	H30実 績値	
基本課題(8)様々な分野への男女共同参画の意識啓発													
施策17. 男女共同参画の意識啓発													
	52	男女共同参画を推進する広報・啓発活動や情報提供	性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進するために、多様な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。また、図書資料等を活用し、男女共同参画に関する情報提供に努めます。	広報紙作成、市ホームページ等作成・管理、コミュニティFM放送事業	市政情報課	市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送(FMちゃお)など多様な広報媒体を活用し、積極的な市政情報等の発信を行う。	・市政だよりに、女性のための相談情報と「じんけん」コーナーに啓発記事を掲載した。 (平成30年6・11月号(計2回)) ・コミュニティFM放送(FMちゃお)において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザ(月3回:再放送含む)の中で放送した。	・市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。 ・コミュニティFM放送(FMちゃお)については、災害時における市民の情報取得媒体として、重要な役割を果たすことから、認知度の向上に加え、普段より聴取してもらえるよう、取り組む必要がある。	・市政だより、女性のための相談情報と「じんけん」コーナーに啓発記事を掲載する。 ・コミュニティFM放送(FMちゃお)において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザの中で放送する。	市政だよりへの啓発記事掲載回数	2	回	2
				男女共同参画啓発事業	女性活躍推進室	「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせたセミナー等の実施や、啓発リーフレットの配布など、様々な手法を通じた啓発に取り組む。また、市民実行委員との協働により、「八尾市はつらつフォーラム」を企画運営し、講演会を実施するなど、男女共同参画意識の醸成を図る。	・講演会「女らしくなく男らしくなく自分らしく」(きらめき応援フェスタ) 講師:露の団姫氏(参加者数 103人) ・八尾を中心としたエリアで活躍する女性たちのマルシェ&ワークショップ・交流会(きらめき応援フェスタ)(参加者数 339名) ・人権啓発セミナー「男性は何をどう悩むのか～男性視点から考えるDV～」(参加者 80人) ・男女共同参画週間パネル展(H30.6.22～H30.6.28) ・懸垂幕「男女共同参画社会をめざして」の掲出 ・市役所本庁1階市民待合ロビー公告付き番号案内システムにおける啓発	引き続き、市民の関心を喚起するような事業を企画するとともに、より多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を行い、男女共同参画について考える機会の提供を推進していく必要がある。	・男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画センター「すみれ」において、市内で活動する女性をチラシ等の配架、Facebookやホームページで紹介する企画を実施。 ・懸垂幕「男女共同参画社会をめざして」の掲出。 ・市役所本庁1階市民待合ロビー公告付き番号案内システムにおける啓発。 ・関係課、関係団体との連携により事業を実施することで、より幅広い対象の市民に参加いただくことを目指す。	男女共同参画週間講演会、はつらつフォーラム、人権啓発セミナーの参加者数	340	人	522
				男女共同参画に關して必要な資料等の収集と貸出	八尾図書館	市民が必要とする多様な資料を収集し、貸出等を通じて市民生活に必要な知識や情報を提供する。	八尾図書館を中央館とした市内4館及び移動図書館において、図書館サービスの提供 ・図書貸出点数 1,962,884点 ・実利用者数 42,877人	今後も地域や利用者などの課題やニーズを踏まえた資料・情報の収集・提供をさらに取り組んでいく必要がある。	八尾図書館を中央館とした市内4館及び移動図書館において、図書館サービスを提供する。	市民一人あたりの図書館総蔵書数	3.6	冊	2.74
				(再掲)女性活躍の推進に係る情報発信(ホームページ・やおキラの発行等)	女性活躍推進室	・市ホームページにおいて女性活躍の推進に関するイベントやセミナー、取り組みなどの情報発信を行う。 ・本市で地域団体、NPO団体、起業等で輝く女性の紹介や、就労、子育て等に関する情報、市としての取り組みの紹介など、子育て世代をターゲットに女性活躍推進に係る情報紙を発行する。 ・市政だよりにて女性活躍推進に係る特集ページの掲載など、情報発信を行う。	・男女共同参画センター「すみれ」における啓発活動を行った。 男女共同参画センター「すみれだより」の発行 ホームページ、Facebookによる啓発・周知・情報提供 ・企業における女性活躍の推進に係る啓発紙(yaodoki)を作成、配布した。	男女共同参画センター「すみれ」の周知を含めた必要な情報提供が適時、効果的に行える仕組みを工夫する必要がある。	女性活躍の推進に関する情報及び男女共同参画センター「すみれ」について、引き続き積極的に情報を発信していく。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37.0
施策18. 男性にとつての男女共同参画の推進													
	53	男性の意識改革に向けた学習機会の提供	参加しやすい日時・内容などを工夫して、男性を対象とした男女共同参画についての学習機会を提供します。	男性を対象とした講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、参加しやすい日時・内容などを工夫し、男性を対象とした男女共同参画についての講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 「パパの子育て応援講座 パパと一緒にベビーキッズピクス」(4回参加者 150人)	男女共同参画センター「すみれ」の講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。	引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男性を対象とした講座の充実を図る。	すみれの講座参加者数	890	人	913
				八尾っ子元気・やる気アップ提案事業(子どもいきいき実践部門)	こども政策課	家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。	・父親の子育てへの参画を促進する取り組み2件に対し、助成金を交付し、父親と子どもの関係を深める取り組みや、子育てに積極的に参加する父親のネットワークづくりに寄与する取り組み等を実施した。 ・次代の親を育成する取り組み1件に対し、助成金を交付し、若い世代が出産や子育て等のライフデザインについて考える取り組みを実施した。	市が喫緊に対応を求められている課題等を踏まえ、随時助成内容の見直しを行う必要がある。応募件数を増やすために、今後はより広く募集の周知を行う必要がある。	家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。	取り組み助成件数	8	件	3
				(再掲)事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、男女共同参画についての普及啓発に取り組む。	・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、パワハラなど多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。	・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134

		取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標 値	単位	H30実績 値	
施策19. 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上													
	54	市の刊行物等の表現の配慮	市の情報発信において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立ったよりよい表現を推進します。	(再掲)広報紙作成、市ホームページ等作成・管理、コミュニティFM放送事業	市政情報課	市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送(FMちゃお)等において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いる。	・市政だよりに、女性のための相談情報と「じんけん」コーナーに啓発記事を掲載した。 平成30年6・11月号(計2回) ・コミュニティFM放送(FMちゃお)において、市提供番組「情報ブラザやお」のひゅーまんブラザ(月3回・再放送含む)の中で放送した。	・市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。 ・コミュニティFM放送(FMちゃお)については、災害時における市民の情報取得媒体として、重要な役割を果たすことから、認知度の向上に加え、普段より聴取してもらえるよう、取り組む必要がある。	・市政だよりに、女性のための相談情報と「じんけん」コーナーに啓発記事を掲載する。 ・コミュニティFM放送(FMちゃお)において、市提供番組「情報ブラザやお」のひゅーまんブラザの中で放送する。	市政だよりへの啓発記事掲載回数	2	回	2
			市の刊行物における男女共同参画の視点に立った表現の推進		女性活躍推進室	ポスター、チラシ等の刊行物は、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いて、作成する。	・女性活躍推進室で実施する講演会等のポスター、チラシの作成の際に、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現となるよう留意し、作成した。 ・男女共同参画推進員を通じて、各課に働きかけた。	男女共同参画推進員を通じて、市の刊行物について各課に働きかけるなど、周知が必要である。	引き続き、ポスター、チラシ等の刊行物は、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いて作成する。	人権政策課で作成する刊行物等の表現等を確認した割合(確認した件数／刊行物を作成した件数)	100	%	100
	55	メディア・リテラシーの向上のための学習機会の提供	メディア・リテラシーの向上をめざし、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための講座を開催します。	メディア・リテラシーに関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、メディア・リテラシーの向上をめざし、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 ・「想いが伝わるツールを作ろう!」(5回 参加者延べ47人) ・「ニュースで振り返る」(1回 参加者8人)	男女共同参画センター「すみれ」の講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。	引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、メディア・リテラシーに関する講座の充実を図る。	すみれの講座参加者数	890	人	913
	56	青少年健全育成のための情報点検	家庭・学校・地域・行政が一体となって、人権尊重・男女平等の視点から有害なコミックやポルノ、インターネット上の有害サイトなどに子どもが接しないよう、点検に努めます。	青少年育成支援事業	青少年課	「少年を守る日・家庭の日」の運動など関係団体との連携のもと、市民と協働し、啓発活動を行う。また、青少年指導員が定期的に地域の巡回を行い、青少年が安心して活動や生活できる環境づくりに貢献する。	青少年指導員418名が各地域の巡回を行い、青少年の環境づくりに貢献した。また、こども110番の家の協力家庭や店の協力を推進し、こども達の緊急時の避難場所を確保することに尽力した。	こども110番の家・店の一層の増加を図る。	引き続き、青少年指導員による巡回、こども110番の家・店の協力推進を図り、青少年が安心して活動・生活できる環境づくりに取り組む。	昼間(毎週月・金曜日)、夜間(毎週火・木曜日)の街頭活動実施回数	104	回	104
基本課題(9) 地域における男女共同参画の推進													
施策20. 地域における男女共同参画の推進													
	57	地域活動における男女共同参画の推進	性別による固定的な役割分担に基づく慣習や慣行を見直し、性別や年代にかかわらず、積極的に地域活動に参加できる取り組みを進めます。また、地域で活動する団体が、男女共同参画の視点を持って取り組めるよう、働きかけます。	(再掲)男女共同参画出前講座	女性活躍推進室	企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、地域団体等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。	男女共同参画センター「すみれ」において、出前講座を5回実施した。 ワーク・ライフ・バランス(認定こども園、PTA)(参加者合計 32人) 女性と防災・減災(幼稚園、社会福祉法人)(参加者合計 30人) コミュニケーションカアップ(PTA)(参加者 32人)	男女共同参画センター「すみれ」の出前講座を通じて、女性の活躍推進について企業や地域団体等にはたらきかけを行う必要がある。	引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する出前講座の充実を図る。	男女共同参画出前講座開催回数	5	回	5
			地域活動における男女共同参画推進の啓発		コミュニティ政策推進課	地域で活動する団体等の会議等において、地域活動における男女共同参画推進の啓発を行う。	・校区まちづくり協議会連絡会において、積極的な女性役員登用を促す声かけを行った。 ・地区自治振興委員長・地区赤十字奉仕団連合分団長へ、各委員長(分団長)の交代の報告書の提出を依頼する際、積極的な女性委員登用を促している。	・女性が占める割合をさらに高めるため、今後も啓発等を通じて女性の参加を促していく必要がある。	(事業の続行)今後も引き続き、積極的な女性委員登用を促していく。	会議等における啓発回数	2	回	2
			(再掲)女性活躍の推進に係る情報発信(ホームページ・やおキラの発行等)		女性活躍推進室	・市ホームページにおいて女性活躍の推進に関するイベントやセミナー、取り組みなどの情報発信を行う。 ・本市で地域団体、NPO団体、起業等で輝く女性の紹介や、就労、子育て等に関する情報、市としての取り組みの紹介など、子育て世代をターゲットに女性活躍推進に係る情報紙を発行する。 ・市政だよりにて女性活躍推進に係る特集ページの掲載など、情報発信を行う。	・男女共同参画センター「すみれ」における啓発活動を行った。 男女共同参画センター「すみれだより」の発行 ホームページ、Facebookによる啓発・周知・情報提供 ・企業における女性活躍の推進に係る啓発紙(yaodoki)を作成、配布した。	男女共同参画センター「すみれ」の周知を含めた必要な情報提供が適時、効果的に行える仕組みを工夫する必要がある。	女性活躍の推進に関する情報及び男女共同参画センター「すみれ」について、引き続き積極的に情報を発信していく。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37.0
	58	防災における男女共同参画の推進	地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取り組みを進めます。	女性の視点を取り入れた避難所運営体制の確立	危機管理課	避難所生活における、「女性への被害」や「男女ニーズの違い」などに配慮し、男女共同参画の視点や意見を取り入れた避難所運営体制を確立する。	・避難所開設員の女性割合向上に努めた。 ・地域における情報提供等の機会があるごとに、女性の視点や意見を取り入れた避難所運営について啓発を実施した。	事業の実現に向け、年代や性別を問わず多くの方の防災意識を向上するための効果的な方法の確立。	年代や性別を問わず多くの方の防災意識を向上するため、効果的な方法を模索しながら、今年度も継続して取り組みを進める。	指定避難所における女性職員の配置割合【女性職員が配置されている指定避難所／指定避難所(50ヶ所)】 ※一部避難所廃止により、H30実績以降は48ヶ所中の割合となっている。	100	%	54

			取り組み内容	該当事業等 (取り組み項目)	担当課	事業内容	H30年度実績	H30末での課題	R元年度の取り組み	指標の定義	目標 値	単位	H30実 績値
				女性の防災知識向上	危機管理課	災害対応について男女共同参画の視点を取り入れた訓練や講演会等を実施し、女性の防災知識の向上及び災害時における女性の参画を推進する。	「危機管理・防災講演会」において、防災に取り組む女性の活動などを通し、男女のニーズの違い、女性の視点をはじめ、多様なニーズに配慮した「みんなにやさしい避難所」づくりについて啓発及び防災知識の向上につなげた。 ●基調講演「災害の実態から学ぶ防災・減災対策」 講師：河田 のどか 氏(NPO法人さくらネット) ●地域の防災活動報告 ・「美園地区女性による避難所ワークショップ」(報告者)美園小学校区まちづくり協議会 ・八尾市消防団女性分団の活動について(報告者)八尾市消防団女性分団 ・パネル・ディスカッション「美園地区 女性による避難所ワークショップを振り返って」	事業の実現に向け、年代や性別を問わず多くの方の防災意識を向上するための効果的な方法の確立。	年代や性別を問わず多くの方の防災意識を向上するため、効果的な方法を模索しながら、今年度も継続して取り組みを進める。	訓練や講演会等への女性の参加人数【危機管理課が実施・参加する訓練や講演会】	2000	人	1064
		59 防災分野における女性の参画拡大	地域における災害発生時の防災体制強化を図るため、青年層の入団、また女性団員の入団を促進するとともに、女性団員に配慮した活動環境の充実を図ります。また、女性消防吏員の交替制勤務従事に必要な環境整備及び能力開発を積極的に図り、女性消防吏員の職域を拡大します。	女性消防吏員就業率の向上	消防総務課	女性消防吏員が24時間交替制勤務に従事できるよう、仮眠室、便所、更衣室等必要な施設を整備するとともに、能力開発を積極的に図り、女性消防吏員の職域を拡大する。	・同所属に偏って勤務することがないよう消防本部・消防署間等の人事異動を行い、職域拡大を図った。 ・女性職員が産前産後休暇及び育児休業を取得するなど子育て支援策の拡充を進めるとともに、緊急参集要員の免除を図った。	・H30年度実施の消防職員採用試験では、女性の有効受験者数が10人であったが、採用に至らなかったため、女性消防吏員の就業率増にはつながらなかった。今後も、女性の受験者数を維持する必要がある。	・女性消防吏員の増加に向け、採用試験実施の周知等に努める。 ・女子学生向けの職場説明会等へ積極的に参加し、採用試験における女性の有効受験者数の増加に努める。	女性消防吏員の就業率(女性消防吏員総数/消防吏員定数)×100	5	%	2.3
				女性消防団員による各種救命講習会への参画	警防課	応急手当指導員の資格を活かし、消防署等が実施している各種救命講習会に指導員として参画する。	・消防署等が実施している各種救命講習会に指導員として参画するとともに、中河内防災フェア等のイベントにおいても応急手当のコナーを担当するなど、応急手当指導員の資格を活かして積極的に活動した。	・活動が集中する時期があり、負担が大きかった。	・消防署等が実施している各種救命講習会に指導員として積極的に参加する。	各種救命講習会参加回数	5	回	8
基本課題(10)男女共同参画推進の視点の充実													
施策21. 男女共同参画推進の視点の充実													
		60 講座・セミナー等の開催	男女共同参画を身近な問題としてとらえ、男女共同参画意識の高揚を図るための講座やセミナー等を開催します。	男女共同参画センターの講座	女性活躍推進室	男女共同参画を身近な問題としてとらえ、男女共同参画意識の高揚を図ることをめざした講座や女性の活躍を促進する講座等を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。年間計50回 参加者913人(女性709人、男性204人)	男女共同参画センター「すみれ」の講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。	引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において男女共同参画に関する講座の充実を図る。	すみれの講座参加者数	890	人	913
		61 男女共同参画を推進する団体等の育成と支援	男女共同参画の視点を持って活動する団体等に情報や学習機会を提供し、活動の活性化が図られるよう支援します。	(再掲)男女共同参画出前講座	女性活躍推進室	企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。	男女共同参画センター「すみれ」において、出前講座を5回実施した。 ワーク・ライフ・バランス(認定こども園、PTA)(参加者合計 32人) 女性と防災・減災(幼稚園、社会福祉法人)(参加者合計 30人) コミュニケーションカアップ(PTA)(参加者 32人)	男女共同参画センター「すみれ」の出前講座を通じて、女性の活躍推進について企業や地域団体等にはたらきかけを行う必要がある。	引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する出前講座の充実を図る。	男女共同参画出前講座開催回数	5	回	5
		62 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実	広く市民に男女共同参画の意識啓発を促すため、男女共同参画に関する情報や関連図書を充実します。	男女共同参画センター「すみれだより」の発行	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれだより」を発行し、男女共同参画に関する取り組みや事業に関すること、男女共同参画センターで行っている講座のご案内や報告など、様々な情報を発信する。	男女共同参画センター「すみれだより」を年4回発行し、公共施設への配架や講座参加者への配布、イベント開催時に配布するなど男女共同参画に関する情報提供をおこなった。 H30年度よりすみれだよりは年4回の発行となったが、Facebookなど別の形で周知に努めた。また、室内のレイアウト変更などにより入室しやすく利用しやすい施設に改善した。	手法を工夫し、男女共同参画センター「すみれ」の周知を図る必要がある。	男女共同参画センター「すみれ」を核として、関係課、関係団体との連携により事業を実施することで、より幅広い対象の市民に参加いただき、引き続き男女共同参画センター「すみれ」の周知を図っていくとともに、入室しやすく利用しやすい施設を目指し、改善を行う。	男女共同参画センター「すみれだより」の発行回数	12	回	4
				男女共同参画に関する図書の貸出	女性活躍推進室	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書の貸出を行う。	男女共同参画センター「すみれ」において、図書の貸し出しを行った。新着図書については、「すみれだより」に掲載し、本の紹介を行った。	「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期に、テーマに合わせた関連図書を展示するなど、周知方法を工夫し、意識喚起につなげていく必要がある。	・引き続き男女共同参画に関する図書の充実を図るとともに、配架等を工夫し、利用しやすい環境整備を行う。 ・男女共同参画週間にあわせてブックフェアを開催する。	図書の貸出年間冊数	400	冊	349
		63 相談事業の充実	男女共同参画の視点に立った様々な悩み等に対する相談事業を充実します。	女性相談(面接)	人権政策課	女性の取り巻く問題の解決援助、支援を図るため、相談員による面接相談を行う。	男女共同参画センター「すみれ」における女性相談(面接相談)の実施件数(189件)	女性相談においては、引き続き広報や、啓発カードなどの配架等により相談窓口の周知を図る必要がある。 また、DV等被害者への対応については、ドメスティック・バイオレンス対応連絡会等を通じて関係各課・機関と連携するなど、より一層迅速かつ的確な支援を行うため、被害者ニーズに沿った相談支援体制の充実を図る。	女性相談においては、夫婦関係やこころに関する相談が多く、様々なストレスを抱える女性からの相談に対応するためには、引き続き広報や、啓発カードなどの配架等により相談窓口の周知を図る。	面接による相談実施回数	210	回	189